

消費税の軽減税率制度に関するQ&A (個別事例編)

平成31年(2019年)10月1日の消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

消費税の軽減税率制度は事業者の方のみならず、日々の買い物等で消費者の方にも関係するものです。

この「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」は、軽減税率制度について、広く国民の皆様理解を深めていただけるよう、わかりやすく解説したものです。

また、今後、寄せられた質問や頂いた疑問点を踏まえて、随時、追加や掲載内容の改訂を行っていく予定です。

平成28年4月
(平成30年11月改訂)
国税庁消費税軽減税率制度対応室

凡例

文中、文末引用の条文等の略称等は、次のとおりである。

○ 法令

- 改正法…………… 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）
- 改正令…………… 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 148 号）
- 改正省令…………… 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年財務省令第 20 号）
- 消法…………… 改正法による改正前の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
- 新消法…………… 改正法による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
- 消令…………… 改正令による改正前の消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）
- 消規…………… 改正省令による改正前の消費税法施行規則（昭和 63 年 12 月 30 日大蔵省令第 53 号）
- 軽減通達…………… 消費税の軽減税率制度に関する取扱通達（平成 28 年 4 月 12 日付課軽 2－1 ほか 5 課共同「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について」通達の別冊）
- 基通…………… 消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2－25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）

○ 用語

- 制度概要編…………… 「消費税の軽減税率制度に関する Q & A（制度概要編） 平成 28 年 4 月（平成 30 年 1 月改訂）」をいう。

※ 平成 31 年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

《 目 次 》

I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

（「飲食料品」の範囲）

問 1 軽減税率の対象品目である「飲食料品」について、具体的に教えてください。… 1

（生きた畜産物の販売）

問 2 当社は、畜産業として肉用牛を販売していますが、生きている牛の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 29 年 1 月改訂】 …… 2

（水産物の販売）

問 3 当社では、食用の生きた魚を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。 …… 2

（家畜の飼料、ペットフードの販売）

問 4 家畜の飼料やペットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。 …… 2

（コーヒーの生豆の販売）

問 5 当社は、コーヒーの生豆の販売を行っていますが、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 1 月追加】 …… 2

（もみの販売）

問 6 もみの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。 …… 3

（苗木、種子の販売）

問 7 果物の苗木及びその種子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。 …… 3

（水の販売）

問 8 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。 …… 3

（氷の販売）

問 9 氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。 …… 3

(ウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバー用の水の販売)

- 問 10 当社は、事業所及び一般家庭に対し、ウォーターサーバーをレンタルしてレンタル料を受け取るとともに、ウォーターサーバーで使用する水を販売しています。このウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバーで使用する水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 11 月追加】…………… 4

(賞味期限切れの食品の廃棄)

- 問 11 賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 4

(お酒の販売)

- 問 12 お酒の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 4

(「食品」の原材料となる酒類の販売)

- 問 13 「食品」の原材料となるワインなど酒類の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 5

(みりん、料理酒、調味料の販売)

- 問 14 みりん、料理酒等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 5

(ノンアルコールビール、甘酒の販売)

- 問 15 ノンアルコールビールや甘酒（アルコール分が一度未満のものに限ります。）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 5

(酒類を原料とした菓子の販売)

- 問 16 酒類を原料とした菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 5

(酒類の原料となる食品の販売)

- 問 17 日本酒を製造するための米の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 5

(「添加物」の販売)

- 問 18 食品の製造において使用する「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 6

（「金箔」の販売）

問 19 当社では、食品添加物の金箔を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 6

（食用、清掃用の重曹の販売）

問 20 当社では、重曹を食用及び清掃用に使用することができるものとして販売しています。販売に当たり、食品添加物として、食品表示法に規定する表示をしています。この重曹の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 6

（化粧品メーカーへの「添加物」の販売）

問 21 当社は、食品衛生法に規定する「添加物」の販売を行っています。取引先である化粧品メーカーが、当社が食用として販売している「添加物」を化粧品の原材料とする場合があるのですが、この場合の「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。
【平成 29 年 1 月追加】…………… 6

（栄養ドリンクの販売）

問 22 栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…… 7

（健康食品、美容食品等の販売）

問 23 特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品などの販売は、それぞれ軽減税率の適用対象となりますか。…………… 7

（飲食料品を販売する際に使用される容器）

問 24 飲食料品を販売する際に使用する容器は、どのような取扱いになりますか。…… 7

（桐の箱の容器）

問 25 当社では、果実を専用の桐の箱に入れて販売していますが、このような桐の箱も通常必要な容器として取り扱ってよいでしょうか。…………… 8

（お菓子用の包装紙の仕入れ）

問 26 当社は、お菓子の製造卸売業を営んでいます。当社では、製造したお菓子を個別包装し、12 個ずつ箱詰めにして、販売していますが、お菓子の製造に必要な資材（原材料）である個別包装の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 29 年 1 月追加】…………… 8

(保冷剤を付けた洋菓子の販売)

問 27 当社は、洋菓子店を営んでおります。希望するお客様にサービスで保冷剤を付けてケーキやプリンを販売することがありますが、これらの洋菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 8

(果物狩り、潮干狩り、釣り堀)

問 28 いちご狩りや梨狩りなどのいわゆる味覚狩りの入園料は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 9

(自動販売機)

問 29 自動販売機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 9

(通信販売)

問 30 通信販売による飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 9

(カタログギフトの販売)

問 31 当社は、下の取引図のとおり、贈答を受けた者（受贈者）がカタログに掲載された商品の中から任意に選択した商品を受け取ることができる、いわゆるカタログギフトの販売を行っています。当該カタログギフトには、食品と食品以外の商品を掲載しており、受贈者の方は食品を選択して受け取ることができます。

このカタログギフトの販売に適用される税率は、どのようになりますか。【平成 30 年 1 月追加】…………… 10

(飲食料品のお土産付きのパック旅行)

問 32 当社は、旅行代理店を営んでいます。当社が販売するパック旅行は、飲食料品のお土産が付くものもありますが、このパック旅行の販売について、適用税率を教えてください。【平成 30 年 11 月追加】…………… 11

(日当等の取扱い)

問 33 当社は、従業員の出張の際に、旅費規程に基づき、日当を支給しています。この日当は、出張時の外食費や通信費などに充てるために支給するものですが、場合によっては飲食料品の購入など軽減税率の適用対象となる支払いに充てられることもあります。なお、その支出内容につき、従業員から領収書等の提出を求め実費で精算を行うものではありません。このような日当の適用税率を教えてください。

【平成 30 年 11 月追加】 11

(レストランへの食材の販売)

問 34 当社は、食品卸売業を営んでいます。当社の取引先であるレストランに対して、そのレストラン内で提供する食事の食材を販売していますが、この場合は軽減税率の適用対象となりますか。 12

(飲食料品の譲渡に要する送料)

問 35 飲食料品の譲渡に要する送料については、軽減税率の適用対象となりますか。 .. 12

(食品の加工)

問 36 当社は、取引先からコーヒーの生豆の支給を受け、焙煎等の加工を行っています。当社の行う加工は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 1 月追加】 12

(販売奨励金)

問 37 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか。 12

(委託販売手数料の取扱い)

問 38 当社は、飲食料品や雑貨等について販売代行業者に販売を委託しています。軽減税率制度が実施される平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降、販売代行業者に支払う委託販売手数料の取扱いが変更されるとのことですが、その内容を具体的に教えてください。

【平成 30 年 11 月追加】 13

Ⅱ 飲食料品の輸入取引

(輸入される飲食料品)

問 39 輸入される飲食料品は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 15

(輸入された飲食料品のその後の販売)

問 40 当社は、食用のまぐろを輸入して食品加工業者に販売していますが、売れ残ったものは、飼料用として別業者に販売しています。

この場合の軽減税率の適用は、どのようになりますか。…………… 15

(レストランへ販売する食材の輸入)

問 41 当社は、取引先のレストランが食事を提供するための食材を輸入していますが、この食材の輸入は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 15

Ⅲ 外食の範囲

(社員食堂での飲食料品の提供)

問 42 社員食堂で提供する食事は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 16

(セルフサービスの飲食店)

問 43 セルフサービスの飲食店での飲食は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 16

(屋台での飲食料品の提供)

問 44 屋台のおでん屋やラーメン屋での飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、テーブル、椅子などを設置せずに行う縁日などにおける屋台のお好み焼きや焼きそばの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 16

(コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食)

問 45 店内にイートインスペースを設置したコンビニエンスストアにおいて、ホットドッグ、から揚げ等のホットスナックや弁当の販売を行い、顧客に自由にイートインスペースを利用させていますが、この場合の弁当等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 17

(スーパーマーケットの休憩スペース等での飲食)

問 46 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースがあります。このようなスペースであっても、いわゆるイートインスペースに該当することから、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定するために、顧客に対して店内飲食か持ち帰りか意思確認が必要でしょうか。

また、従業員専用のバックヤードや、顧客が利用するトイレ、サッカー台（購入した商品を袋に詰めるための台）についても同様でしょうか。【平成 30 年 11 月追加】 … 18

(飲食可能な場所を明示した場合の意思確認の方法)

問 47 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースのほか、階段脇や通路沿いにもベンチ等を設置しています。当社では衛生上の観点から、休憩スペースでのみ飲食を可能としており、「飲食される場合には休憩スペースをご利用ください」といった掲示を行っています。

そういった掲示を行っている場合に、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認はどのように行うこととなりますか。【平成 30 年 11 月追加】 …………… 19

(イートインスペースで飲食される物の限定)

問 48 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、テーブルや椅子を設置したイートインスペースがありますが、「お飲み物とベーカリーコーナーのパンについてはお会計いただいた後イートインスペースでお召し上がりいただけます」と掲示しています。その場合、飲み物やパン以外の飲食料品（弁当や惣菜等）を販売する際にも、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認が必要ですか。

【平成 30 年 11 月追加】 …………… 20

(コーヒーチケットの取扱い)

問 49 当店は、喫茶店営業を行っており、当店で使用することができる 5 枚つづりのコーヒーチケットを販売しています。なお、当社がこのコーヒーチケットと引き換えに提供するコーヒーは、店内で飲むことも、持ち帰ることも可能です。

このコーヒーチケットの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 11 月追加】 …………… 20

(ファストフードのテイクアウト)

問 50 ファストフード店において、「テイクアウト」かどうかは、どのように判断するのですか。…………… 21

(飲食店で残りを持ち帰る場合)

問 51 当店で、顧客が注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰らせるサービスを行っています。この場合の持ち帰り分については、軽減税率の適用対象となりますか。・ 21

(回転寿司店でパック詰めした寿司を持ち帰る場合)

問 52 当店は、回転寿司店ですが、提供した寿司を顧客がパック詰めにして持ち帰ることもできます。顧客がパック詰めした寿司は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 11 月追加】…………… 22

(飲食店のレジ前の菓子等の販売)

問 53 飲食店のレジ前にある菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 22

(飲食店で提供する缶飲料、ペットボトル飲料)

問 54 当社は、ラーメン屋を営んでおります。ラーメンの提供のほか、缶飲料、ペットボトル飲料をコップに入れず、缶又はペットボトルのまま提供していますが、これら飲料の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 22

(立食形式の飲食店)

問 55 カウンターのみ設置した立食形式の飲食店が行う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 23

(フードコートでの飲食)

問 56 当社は、ショッピングセンターのフードコートにテナントとしてラーメン店を出店していますが、フードコートのテーブル、椅子等はショッピングセンターの所有で、当社の設備ではありません。このような場合であっても、当社が行うラーメン等の飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。…………… 23

(公園のベンチでの飲食)

問 57 当社は、移動販売車で「食品」を販売しています。公園のベンチのそばで販売し、顧客がその公園のベンチを利用して飲食している場合、この食品の販売は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。…………… 23

(旅客列車の食堂車での食事、移動ワゴン販売の飲食料品の販売)

問 58 列車内食堂施設で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、列車内の移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 24

(カラオケボックスでの飲食料品の提供)

- 問 59 カラオケボックスの客室内で飲食メニューを設置し、顧客の注文に応じて飲食料品を提供していますが、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 24

(映画館の売店での飲食料品の販売)

- 問 60 映画館の売店での飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 25

(旅館、ホテル等宿泊施設における飲食料品の提供)

- 問 61 旅館、ホテルの宴会場や、会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、ホテルのレストランで提供している飲食料品を客室まで届ける、いわゆるルームサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 25

(ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料等)

- 問 62 ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 26

(バーベキュー施設での飲食等)

- 問 63 当社が運営するバーベキュー場は、施設利用料 1 人 1,500 円のほか、当社が準備したメニューから、それぞれお好みの肉の種類などを選んでいただき、別途食材代を支払っていただき、いわゆる手ぶらバーベキューサービスを行っています。

この場合、施設利用料と食材代を含めた全額が軽減税率の適用対象とならないのでしょうか。…………… 26

(「ケータリング」や「出張料理」)

- 問 64 顧客の自宅で調理を行って飲食料品を提供する「出張料理」は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 26

(家事代行)

- 問 65 当社は、お客様の自宅に伺って料理代行サービス（食材持込）を行っておりますが、このサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 28

(出前の適用税率)

- 問 66 そばの出前、宅配ピザの配達は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 28

(社内会議室への飲食料品の配達)

問 67 当社では、当社内の喫茶室を営業している事業者に依頼して、社内の会議室まで飲料を配達してもらうことがあります。このような場合の飲料の配達は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 29 年 1 月追加】…………… 28

(配達先での飲食料品の取り分け)

問 68 当社は、味噌汁付弁当の販売・配達を行っています。弁当と味噌汁を配達する際には、配達先で味噌汁を取り分け用の器に注いで一緒に提供していますが、この場合の味噌汁付弁当の販売は、ケータリングに該当しますか。【平成 30 年 1 月追加】…………… 29

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

問 69 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食 500 円、昼食 550 円、夕食 640 円で、昼食と夕食の間の 15 時に 500 円の間食を提供しています。
これらの食事は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 29

(学生食堂)

問 70 当校は、学生食堂を設けています。利用は生徒の自由ですが、この学生食堂の飲食料品の提供は、学校給食法の規定に基づく「学校給食」として、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 30

(病院食)

問 71 病院食は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 31

(飲食料品の提供に係る委託)

問 72 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っていますが、当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。
【平成 29 年 1 月追加】…………… 31

IV 「一体資産」の適用税率の判定

(食玩)

問 73 菓子と玩具により構成されている、いわゆる食玩は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 32

(高価な容器に盛り付けられた洋菓子)

問 74 ケーキ等の洋菓子をカップ等の専用容器に盛り付けて販売していますが、この専用容器は特注品で、食器として再利用できるものとなっており、菓子よりも高価です。この商品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 32

(食品と食品以外の資産で構成された福袋)

問 75 食品と食品以外の商品で構成された福袋の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 33

(食品と食品以外の資産が選択可能である場合の一体資産該当性)

問 76 当社は、店内飲食と持ち帰りのどちらもすることができる飲食店を経営し、お菓子とドリンクとおもちゃをセット商品として販売しています。このセット商品のお菓子・ドリンクは、顧客がメニューの中から選択することができるようにして販売していますが、顧客がこのセット商品を持ち帰る場合、一体資産に該当しますか。【平成 30 年 11 月追加】…………… 33

(1万円以下の判定単位)

問 77 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングし、セット商品として小売業者に卸売販売しています。販売に際しては、100 個単位で販売しており、販売価格を 100,000 円（税抜き）としています。

この場合、軽減税率の適用対象となる一体資産かどうかの判定に当たり、一体資産の譲渡の対価の額（税抜き）が 10,000 円以下かどうかは、どのように判定することになりますか。【平成 30 年 1 月追加】…………… 34

(一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合)

問 78 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングしてセット商品として税抜価格 1,000 円で販売しようと考えています。これら商品のそれぞれの仕入価格は、以下のとおりです。このセット商品は、軽減税率の適用対象となる「一体資産」に該当しますか。

仕入価格（税込み）：紅茶 450 円、ティーカップ 200 円…………… 34

(食品と酒類のセット販売時の一括値引)

問 79 ビールと惣菜を単品で販売するほか、セットで購入した方に一括で値引きして販売していますが、「一体資産」に該当しますか。

また、値引額は、どのような取扱いになりますか。【平成 30 年 11 月改訂】…………… 35

(合理的な割合が不明な小売事業者等)

問 80 当社は、小売業を営んでおり、食玩を販売しています。その食玩に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合が不明ですが、仕入れの際に仕入先が適用した税率を適用して販売することも認められますか。…………… 36

V 「新聞の譲渡」の範囲等

(いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売)

問 81 いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。… 37

(「定期購読契約」に基づく新聞の範囲)

問 82 コンビニエンスストアで販売する新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。… 37

(1週に2回以上発行する新聞)

問 83 当社が販売する新聞は、通常週2回発行されていますが、休刊日により週に1回しか発行されない場合があります。この場合の新聞の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 37

(電子版の新聞)

問 84 インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。…………… 38

VI 区分記載請求書等の記載方法等

(課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問 85 区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等の内容は、どの程度まで詳しく記載する必要がありますか。…………… 39

(多数の商品登録が行えないレジにより発行するレシートに係る課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問 86 当店は、八百屋を営む免税事業者です。野菜のほか一部台所用品等の雑貨も販売しています。顧客は主に消費者ですが、近隣の飲食店等の事業者とも取引しています。

平成 31 年(2019 年)10 月から、当社が発行するレシートを区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたいと考えています。しかしながら、当店のレジは、税率ごとの区分記載は行えますが、多数の商品登録が行えません。

このため、資産の内容の記載について、個々の商品の名称でなく下記のように「野菜」等、当社が販売している商品の一般的総称で記載することを考えていますが、このようなレシートも区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に該当しますか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 40

(一定期間分の取引のまとめ記載)

問 87 当店は、青果の卸売業を営んでいますが、日々の納品書において個々の販売商品の名称を記載して発行し、一定期間の取引をまとめて請求書等を作成しています。

この場合、区分記載請求書等に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等である旨」についても、個別の品名ごとに記載するのではなく、「11/1～11/30 野菜※(※は軽減対象資産の譲渡等)」のように一定期間分をまとめて記載してもよいですか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 42

(小規模小売事業者が交付する請求書等に係る記載事項)

問 88 当店は、商店街において、主に消費者向けの鮮魚の小売を行っています。これまで、事業者との取引においても、3 万円未満の少額な取引のみであり、顧客に交付する領収書に商品の詳細な内容を記載することを求められていませんでした。

軽減税率制度の実施に伴い、平成 31 年(2019 年)10 月から、当社が交付する領収書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 43

(レシートに係る記載内容)

問 89 当店は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のようなレシートを取引先に交付しています。

今後、平成 31 年（2019 年）10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすレシートを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 44

(税抜対価の額と消費税額を記載する場合)

問 90 区分記載請求書等保存方式において、記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）」について、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価格）」に加えこれに係る消費税額等を記載することとしていますが、記載事項の要件を満たしますか。【平成 30 年 11 月追加】…………… 45

(区分記載請求書と適格請求書との記載事項の関係)

問 91 当社は、発行するレシートについて、平成 35 年（2023 年）10 月の適格請求書等保存方式における適格請求書への対応まで見込んだレジシステムの改修を行いたいと考えています。

この場合、適格請求書を発行できるレジシステムに改修すれば、区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等として認められるレシートを発行できるのでしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 47

(主に事業者との取引を行う事業者が交付する請求書に係る記載事項)

問 92 当社は、事業者に対して青果及び日用雑貨の卸売を行っています。これまで、下記のように現行の請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、平成 31 年（2019 年）10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当社は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 48

(免税事業者が発行する請求書に係る記載事項)

問 93 当店は、消費税の免税事業者です。これまで、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、平成 31 年(2019 年)10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 50

(商品の全てが軽減税率の対象である場合)

問 94 請求書等に記載されている商品が全て飲食料品などの軽減税率の対象となる場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載がされている必要がありますか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 51

(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)

問 95 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のような請求書を取引先に交付しています。

軽減税率制度の実施に伴い、平成 31 年(2019 年)10 月から、当社が交付する請求書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成 30 年 11 月改訂】…………… 52

(税率ごとに分けて交付する請求書)

問 96 平成 31 年(2019 年)10 月から、当社が発行する請求書を区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたいと考えています。この場合、軽減税率の対象となる食料品と標準税率の対象となる日用品をまとめて販売する際に、異なる税率の商品を同一の請求書に記載するのではなく、税率ごとの請求書を交付してよいですか。【平成 28 年 11 月改訂】…………… 53

(相手方の確認を受けた仕入明細書等)

問 97 当店は、食料品及び日用雑貨の小売りを行っています。これまで、仕入先への代金の支払いに当たり、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。

今後、平成 31 年(2019 年)10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、保存したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 30 年 1 月追加】…………… 54

(旧税率対象が混在する請求書)

- 問 98 当店は、飲食料品及び関連商品の卸売業を営んでおり、毎月 15 日締めで相手先に請求を行っています。請求締め日が月中であることから、平成 31 年(2019 年)10 月分の請求書(9/16~10/15)には、平成 31 年(2019 年)9 月 30 日までの旧税率 8%と平成 31 年(2019 年)10 月 1 日からの軽減税率 8%の対象商品が混在することとなりますが、区分記載請求書等としての記載要件を満たすためには、どのような記載が必要となりますか。
【平成 29 年 1 月追加】 55

(一括値引がある場合のレシートの記載)

- 問 99 当社は、小売業(スーパーマーケット)を営む事業者です。当社では、飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額(税込み)から 1,000 円の値引きができる割引券を発行しています。
平成 31 年(2019 年)10 月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。
【平成 30 年 11 月改訂】 58

(売上げに係る対価の返還等がある場合の請求書の記載)

- 問 100 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。
また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。
販売奨励金の対象となる商品に飲食料品とそれ以外の資産が含まれている場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、当該販売奨励金の額を税率ごとに区分して記載する必要があるのでしょうか。【平成 29 年 1 月追加】 60

(「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の帳簿への記載方法)

- 問 101 区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿に記載する「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は、どのように記載したらよいですか。
【平成 29 年 1 月追加】 62

VII 価格表示

(価格表示の方法)

- 問 102 軽減税率制度の実施後、「店内飲食」と「持ち帰り」とで税率が異なりますが、消費者に対する価格表示はどのようにしたらよいですか。【平成 30 年 11 月追加】…………… 64

I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

(「飲食料品」の範囲)

問1 軽減税率の対象品目である「飲食料品」について、具体的に教えてください。

【答】

軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。以下「食品」といいます。）をいいます（改正法附則34①一）。

食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。

なお、ここでいう「飲食物」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

また、「飲食料品」には、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（その一の資産に係る価格のみが提示されているものに限り、以下「一体資産」といいます。）のうち、一定の要件を満たすものも含まれます（「一体資産」の詳細については、IV「一体資産」の適用税率の判定をご参照ください）。

したがって、「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供される、

- ① 米穀や野菜、果実などの農産物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻類などの水産物
- ② めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品
- ③ 添加物（食品衛生法に規定するもの）
- ④ 一体資産のうち、一定の要件を満たすもの

をいい、

・ 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、酒税法に規定する酒類
を除きます。

※ 軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、飲食料品の譲渡の判定に当たっては、販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達2）（【制度概要編】問11（適用税率の判定時期）参照）。

(生きた畜産物の販売)

問2 当社は、畜産業として肉用牛を販売していますが、生きている牛の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月改訂】

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますが、肉用牛、食用豚、食鳥等の生きた家畜は、その販売の時点において、人の飲用又は食用に供されるものではないため、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、これらの家畜の枝肉は、人の飲用又は食用に供されるものであり、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(水産物の販売)

問3 当社では、食用の生きた魚を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供される活魚は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、生きた魚であっても人の飲用又は食用に供されるものではない熱帯魚などの観賞用の魚は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(家畜の飼料、ペットフードの販売)

問4 家畜の飼料やペットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものではない牛や豚等の家畜の飼料やペットフードは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

(コーヒーの生豆の販売)

問5 当社は、コーヒーの生豆の販売を行っていますが、軽減税率の適用対象となりますか。
【平成30年1月追加】

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるコーヒーの生豆は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

(もみの販売)

問6 もみの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるもみは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、人の飲用又は食用に供されるものではない「種もみ」として販売されるもみは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(苗木、種子の販売)

問7 果物の苗木及びその種子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、果物の苗木など栽培用として販売される植物及びその種子は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、種子であっても、おやつや製菓の材料用など、人の飲用又は食用に供されるものとして販売されるかぼちゃの種などは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(水の販売)

問8 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

(氷の販売)

問9 氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるかき氷に用いられる氷や飲料に入れて使用される氷などの食用氷は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達

2)。

なお、例えば、ドライアイスや保冷用の氷は、人の飲用又は食用に供されるものではなく、「食品」に該当しないことから、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(ウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバー用の水の販売)

問 10 当社は、事業所及び一般家庭に対し、ウォーターサーバーをレンタルしてレンタル料を受け取るとともに、ウォーターサーバーで使用する水を販売して販売代金を受け取っています。このウォーターサーバーのレンタル及びウォーターサーバーで使用する水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

軽減税率が適用されるのは、「飲食物品の譲渡」であるため、「資産の貸付け」であるウォーターサーバーのレンタルについては、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

また、「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるウォーターサーバーで使用する水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（軽減通達 2）。

(賞味期限切れの食品の廃棄)

問 11 賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、賞味期限切れの「食品」を廃棄するために譲渡する場合は、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

(お酒の販売)

問 12 お酒の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食物品」から除かれていますので、酒類の販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、酒税法 2①）。

【参考】

○ 酒税法第 2 条第 1 項（酒類の定義及び種類）

この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

(「食品」の原材料となる酒類の販売)

問 13 「食品」の原材料となるワインなど酒類の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」の原材料となるワインなどであっても、酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません(改正法附則 34①一、酒税法 2①)。

(みりん、料理酒、調味料の販売)

問 14 みりん、料理酒等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当しませんので、みりんや料理酒が酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、その販売は軽減税率の適用対象となりません(改正法附則 34①一、酒税法 2①)。

なお、酒税法に規定する酒類に該当しないみりん風調味料(アルコール分が一度未満のものに限ります。)については、「飲食料品」に該当しますので、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(ノンアルコールビール、甘酒の販売)

問 15 ノンアルコールビールや甘酒(アルコール分が一度未満のものに限ります。)の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります(改正法附則 34①一、酒税法 2①)。

(酒類を原料とした菓子の販売)

問 16 酒類を原料とした菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

酒類を原料とした菓子であっても、その菓子が酒税法に規定する酒類に該当しないものについては、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります(改正法附則 34①一、酒税法 2①)。

(酒類の原料となる食品の販売)

問 17 日本酒を製造するための米の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいい、酒税法に規定する酒類は、ここ

でいう「食品」から除かれています。

他方、日本酒を製造するための原材料の米は、酒類ではないので、「食品」から除かれず、人の飲用又は食用に供されるものであることから、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（「添加物」の販売）

問 18 食品の製造において使用する「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品の製造・加工等の過程において添加される食品衛生法に規定する「添加物」は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、食品衛生法 4②、軽減通達 2）。

【参考】

○ 食品衛生法第 4 条第 2 項

この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

（「金箔」の販売）

問 19 当社では、食品添加物の金箔を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、食品衛生法に規定する「添加物」として販売される金箔は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（食用、清掃用の重曹の販売）

問 20 当社では、重曹を食用及び清掃用に使用することができるものとして販売しています。

販売に当たり、食品添加物として、食品表示法に規定する表示をしています。この重曹の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものである食品添加物として販売される重曹は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（化粧品メーカーへの「添加物」の販売）

問 21 当社は、食品衛生法に規定する「添加物」の販売を行っています。取引先である化粧品メーカーが、当社が食用として販売している「添加物」を化粧品の原材料とする場合があります。この場合の「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものである食品衛生法に規定する「添加物」として販売されるものは、「食品」に該当します。したがって、取引先が化粧品の原材料とする場合であっても、「添加物」を「食品」として販売する場合には、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（栄養ドリンクの販売）

問 22 栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」（以下「医薬品等」といいます。）は、「食品」に該当しません。したがって、医薬品等に該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

なお、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

（健康食品、美容食品等の販売）

問 23 特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品などの販売は、それぞれ軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

人の飲用又は食用に供される特定保健用食品、栄養機能食品は、医薬品等に該当しませんので、「食品」に該当し、また、人の飲用又は食用に供されるいわゆる健康食品、美容食品も、医薬品等に該当しないものであれば、「食品」に該当しますので、それらの販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一）。

（飲食料品を販売する際に使用される容器）

問 24 飲食料品を販売する際に使用する容器は、どのような取扱いになりますか。

【答】

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」という。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、当該包装材料等も含め軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

ここでの通常必要なものとして使用される包装材料等とは、その飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が費消され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等につき別途対価を定めている場合のその包装材料等

の譲渡は、「飲食料品の譲渡」には該当しません。

また、例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用しており、食品とその容器をあらかじめ組み合わせて一の商品として価格を提示し販売しているものについては、その商品は「一体資産」に該当します（改正法附則 34①一、軽減通達 3）（「一体資産」の詳細については、IV「一体資産」の適用税率の判定をご参照ください。）。

（桐の箱の容器）

問 25 当社では、果実を専用の桐の箱に入れて販売していますが、このような桐の箱も通常必要な容器として取り扱ってよいでしょうか。

【答】

飲食料品の販売に際し使用される包装材料等が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

例えば、高額な飲食料品にあっては、桐の箱等の高価な容器に入れられて販売されることがありますが、このような場合にあっては、桐の箱にその商品の名称などを直接印刷等して、その飲食料品を販売するためにのみ使用していることが明らかなきは、その飲食料品の販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものに該当するものとして取り扱って差し支えありません（軽減通達 3）。

（お菓子用の包装紙の仕入れ）

問 26 当社は、お菓子の製造卸売業を営んでいます。当社では、製造したお菓子を個別包装し、12 個ずつ箱詰めにして、販売していますが、お菓子の製造に必要な資材（原材料）である個別包装の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

お菓子を包装するための包装紙は「飲食料品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

したがって、ご質問の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

（保冷剤を付けた洋菓子の販売）

問 27 当社は、洋菓子店を営んでおります。希望するお客様にサービスで保冷剤を付けてケーキやプリンを販売することがありますが、これらの洋菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供

されるケーキやプリンなどの洋菓子は、「食品」に該当し、サービスで保冷剤をつけて販売する場合であっても、軽減税率の適用対象となります。

なお、保冷剤について別途対価を徴している場合のその保冷剤は、「飲食料品」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

（果物狩り、潮干狩り、釣り堀）

問 28 いちご狩りや梨狩りなどのいわゆる味覚狩りの入園料は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

果樹園での果物狩りの入園料は、顧客に果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当しますので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

なお、収穫した果物について別途対価を徴している場合のその果物の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

また、潮干狩りや釣り堀等についても、同様の取扱いになります。

（自動販売機）

問 29 自動販売機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の販売は、飲食料品を飲食させる役務の提供を行っているものではなく、単にこれらの飲食料品を販売するものであることから軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当することとされています（改正法附則 34①一、軽減通達 6）。

（通信販売）

問 30 通信販売による飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

インターネット等を利用した通信販売であっても、販売する商品が「飲食料品」に該当する場合には、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一）。

【参考】

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日前にその販売価格の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成 31 年(2019 年) 10 月 1 日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成 31 年(2019 年) 10 月 1 日以後に行われる商品の販売については、通信販売に係る経過措置が設けられていますが、「飲食料品の譲渡」には、この経過措置は適用されず、軽減税率が適用されます。

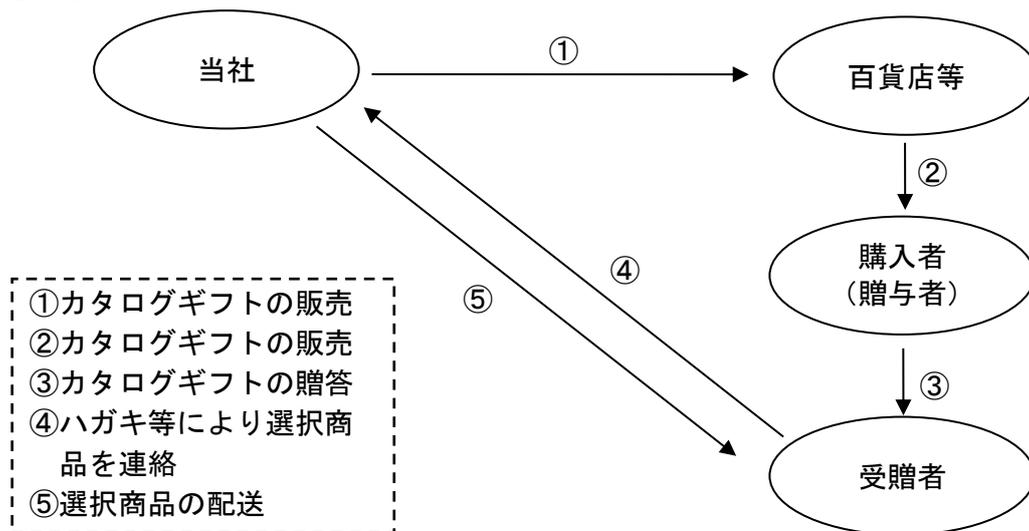
消費税と地方消費税を合わせた税率は 8% ですが、平成 31 年(2019 年) 9 月 30 日までの税率は、消費税率 6.3%、地方消費税率 1.7% で合計 8%、平成 31 年(2019 年) 10 月 1 日以後に適用される軽減税率は消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76% で合計 8% です。

(カタログギフトの販売)

問 31 当社は、下の取引図のとおり、贈答を受けた者（受贈者）がカタログに掲載された商品の中から任意に選択した商品を受け取ることができる、いわゆるカタログギフトの販売を行っています。当該カタログギフトには、食品と食品以外の商品を掲載しており、受贈者の方は食品を選択して受け取ることができます。

このカタログギフトの販売に適用される税率は、どのようになりますか。【平成 30 年 1 月追加】

【取引図】



【答】

ご質問のカタログギフトの販売（取引①）は、贈与者による商品の贈答を貴社が代行すること（具体的には、様々な商品を掲載したカタログを提示するとともに、受贈者の選択した商品を手配する一連のサービス）を内容とする「役務の提供」を行うものですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

なお、食品のみを掲載するカタログギフトの販売であっても、同様の理由から「役務の提供」を行うものであり、「飲食料品の譲渡」には該当しないため、軽減税率の適用対象となりません。

（参考）百貨店等から購入者（贈与者）に対するカタログギフトの販売（取引②）も、軽減税率の適用対象とはなりません。

(飲食料品のお土産付きのパック旅行)

問 32 当社は、旅行代理店を経営しています。当社が販売するパック旅行は、飲食料品のお土産が付くものもありますが、このパック旅行の販売について、適用税率を教えてください。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

ご質問のように、飲食料品のお土産が付いているパック旅行は、様々な資産の譲渡等（交通、宿泊、飲食など）を複合して提供されるものであり、旅行という包括的な一の役務の提供を行っていることとなりますので、たとえ飲食料品のお土産が付く場合であっても、その対価の全体が軽減税率の適用対象となりません。

(参考) 旅行に係る対価の内訳として、飲食料品のお土産の対価の額を明らかにした場合であっても、パック旅行は、上記のとおり、一の役務の提供に該当しますので、そのお土産部分の対価についても、軽減税率の適用対象となりません。

(日当等の取扱い)

問 33 当社は、従業員の出張の際に、旅費規程に基づき、日当を支給しています。この日当は、出張時の外食費や通信費などに充てるために支給するものですが、場合によっては飲食料品の購入など軽減税率の適用対象となる支払いに充てられることもあります。なお、その支出内容につき、従業員から領収書等の提出を求め実費で精算を行うものではありません。このような日当の適用税率を教えてください。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

従業員等の出張等の際し、その出張等に必要な支出に充てるために事業者がその従業員等に対して支給する日当は、仮に従業員等が軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に充てたとしても、事業者は「飲食料品の譲渡」の対価として支出するものではないことから、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

- (注) 1 従業員等に支給する日当のうち、その旅行について通常必要と認められる部分の金額が課税仕入れに係る支払対価に該当します（基通 11-2-1）。
- 2 従業員等が支出した実費について、事業者が従業員等から受領した領収書等を基に精算するもの（実費精算分）については、その支払いの事実に基づき適用税率を判定することとなります。

(レストランへの食材の販売)

問 34 当社は、食品卸売業を営んでいます。当社の取引先であるレストランに対して、そのレストラン内で提供する食事の食材を販売していますが、この場合は軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「飲食料品の譲渡」には、軽減税率が適用されます。

貴社から飲食料品を仕入れたレストランが、店内飲食用の料理にその食材を利用したとした場合、レストランが行う食事の提供は軽減税率の対象とならない、いわゆる「外食」となりますが、貴社からレストランへの食材の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

(飲食料品の譲渡に要する送料)

問 35 飲食料品の譲渡に要する送料については、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。

なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一）。

(食品の加工)

問 36 当社は、取引先からコーヒーの生豆の支給を受け、焙煎等の加工を行っています。当社の行う加工は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 1 月追加】

【答】

「飲食料品の譲渡」には、軽減税率が適用されます。

他方、ご質問のコーヒーの生豆の加工は、役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

(販売奨励金)

問 37 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか。

【答】

事業者が販売促進の目的で課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先（課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。）から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当します（基通 12-1-2）。

同様に事業者が支払う販売奨励金等は、売上げに係る対価の返還等に該当します（基通 14-1-2）。

売上げに係る対価の返還等又は仕入れに係る対価の返還等については、それぞれその対

象となった課税資産の譲渡又は課税仕入れの事実に基づいて、適用される税率を判断することとなります（改正法附則 34②）。

したがって、その売上げの対価の返還等又は仕入れの対価の返還等の対象となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。

（委託販売手数料の取扱い）

問 38 当社は、飲食料品や雑貨等について販売代行業者に販売を委託しています。軽減税率制度が実施される平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降、販売代行業者に支払う委託販売手数料の取扱いが変更されるとのことですが、その内容を具体的に教えてください。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

委託販売その他業務代行等（以下「委託販売等」といいます。）を通じて商品を販売する委託者について、原則として受託者が委託商品を譲渡等したことに伴い收受した又は收受すべき金額が委託者における資産の譲渡等の金額となり、受託者に支払う委託販売手数料が課税仕入れに係る支払対価の額となります（以下「総額処理」といいます。）が、現行の単一税率の下では、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、その資産の譲渡等の金額からその受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額とすることが認められています（以下「純額処理」といいます。）（基通 10-1-12(1)）。

平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降においては、委託販売等を通じて受託者が行う飲食料品の譲渡は軽減税率の適用対象となる一方、受託者が行う委託販売等に係る役務の提供は、その取扱商品が飲食料品であったとしても、軽減税率の適用対象となりません。

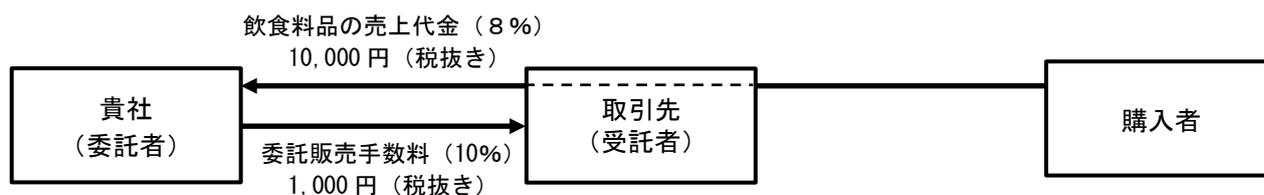
したがって、その取扱商品が飲食料品である場合には、受託者が行う販売と委託販売に係る役務の提供の適用税率が異なるため、純額処理をすることはできないこととなります（軽減通達 16）。

（注）1 委託販売等に係る取扱商品が軽減税率の適用対象でない場合は、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降も引き続き純額処理によることができます。

なお、その場合には、軽減税率の適用対象ではない取扱商品に係る委託販売等の全てについて、純額処理による必要があります。

2 軽減税率の適用対象となる商品と適用対象とならない商品の両方の委託販売等を行う委託者は、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日を含む課税期間において、その課税期間の初日から平成 31 年（2019 年）9 月 30 日までの期間について純額処理していた場合、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降について、軽減税率の適用対象となる取引について総額処理に変更することとなりますが、軽減税率の適用対象とならない取引も含めてその委託販売等の全てを総額処理に変更することも差し支えありません。

【平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降の委託販売における処理（飲食料品の委託販売）】



- 平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降（総額処理）
課税売上げ 10,000 円（8%） 課税仕入れ（委託販売手数料） 1,000 円（10%）

（参考）基通 10-1-12(1)による計算（純額処理）

課税標準額 10,000 円 - 1,000 円 = 9,000 円

※ 平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以降、委託販売の対象となる課税資産の譲渡等が軽減税率の適用対象（8%）である場合、委託販売手数料（10%）と税率が異なるため、委託販売手数料を控除して課税標準額を計算することはできません。

II 飲食料品の輸入取引

(輸入される飲食料品)

問 39 輸入される飲食料品は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されず（改正法附則 34①一）。

なお、課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されます。

(輸入された飲食料品のその後の販売)

問 40 当社は、食用のまぐろを輸入して食品加工業者に販売していますが、売れ残ったものは、飼料用として別業者に販売しています。

この場合の軽減税率の適用は、どのようになりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるまぐろの輸入（保税地域からの引取り）は、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一）。

また、輸入したまぐろを飼料用として販売した場合には、そのまぐろは人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません。

なお、課税貨物が、「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されますので、ご質問のまぐろの輸入が軽減税率の適用対象であることには変わりはありません。

(レストランへ販売する食材の輸入)

問 41 当社は、取引先のレストランが食事を提供するための食材を輸入していますが、この食材の輸入は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されず（改正法附則 34①一）。

貴社から飲食料品を仕入れたレストランが、店内飲食用の料理にその食材を利用したした場合、レストランが行う食事の提供は軽減税率の対象とならない、いわゆる「外食」となりますが、貴社が行う食材の輸入は、「飲食料品」の輸入（保税地域からの引取り）であり、また、貴社からレストランへの食材の販売も「飲食料品」の譲渡となりますので、いずれも軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

Ⅲ 外食の範囲

(社員食堂での飲食料品の提供)

問 42 社員食堂で提供する食事は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料
品を飲食させる役務の提供をいいます。

会社内や事業所内に設けられた社員食堂で提供する食事も、その食堂において、社員や職
員に、飲食料品を飲食させる役務の提供を行うものであることから、「食事の提供」に該当
し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10）。

(セルフサービスの飲食店)

問 43 セルフサービスの飲食店での飲食は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料
品を飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①一イ）。

セルフサービスの飲食店であっても、顧客にその店舗のテーブル、椅子、カウンター等の
飲食設備を利用して、飲食料品を飲食させているので、軽減税率の適用対象となりませ
ん。

(屋台での飲食料品の提供)

問 44 屋台のおでん屋やラーメン屋での飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりま
すか。また、テーブル、椅子などを設置せずに行う縁日などにおける屋台のお好み焼きや焼
きそばの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料
品を飲食させる役務の提供をいい、「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンター等飲食
料品を飲食させるための設備をいいます（改正法附則 34①一イ、軽減通達 8）。

屋台のおでん屋やラーメン屋で、テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備で飲食させて
いる場合は、軽減税率の適用対象となりません。

ここでいう飲食設備は、飲食のための専用の設備である必要はなく、また、飲食料品の提
供を行う者と飲食設備を設置又は管理する者（以下「設備設置者」といいます。）が異なる
場合であっても飲食料品の提供を行う者と設備設置者との間の合意等に基づき、当該飲食
設備を飲食料品の提供を行う者の顧客に利用させることとしているときは、「飲食設備」に
該当します（軽減通達 9）。

そのため、屋台を営む事業者が、

① 自らテーブル、椅子、カウンター等を設置している場合

② 自ら設置はしていないが、例えば、設備設置者から使用許可等を受けている場合は、軽減税率の適用対象となりません。

一方、

③ テーブル、椅子、カウンター等がない場合

④ テーブル、椅子、カウンター等はあるが、例えば、公園などの公共のベンチ等で特段の使用許可等をとっておらず、顧客が使用することもあるがその他の者も自由に使用している場合

は、軽減税率の適用対象となります。

(コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食)

問 45 店内にイートインスペースを設置したコンビニエンスストアにおいて、ホットドッグ、から揚げ等のホットスナックや弁当の販売を行い、顧客に自由にイートインスペースを利用させていますが、この場合の弁当等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

イートインスペースを設置しているコンビニエンスストアにおいて、例えば、トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合などは、店内のイートインスペースで飲食させる「食事の提供」であり、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 10(3)）。

ところで、コンビニエンスストアでは、ご質問のようなホットスナックや弁当のように持ち帰ることも店内で飲食することも可能な商品を扱っており、このような商品について、店内で飲食させるか否かにかかわらず、持ち帰りの際に利用している容器等に入れて販売することがあります。このような場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りか意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

なお、その際、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているコンビニエンスストアの場合において、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することを必要とするのではなく、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。

(スーパーマーケットの休憩スペース等での飲食)

問 46 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースがあります。このようなスペースであっても、いわゆるイートインスペースに該当することから、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定するために、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認が必要でしょうか。

また、従業員専用のバックヤードや、顧客が利用するトイレ、サッカー台（購入した商品を袋に詰めるための台）についても同様でしょうか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①ーイ）。「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないため、スーパーマーケットの休憩スペースであっても、飲食設備に該当します（軽減通達 8）。そのため、その休憩スペースにおいて顧客に飲食料품을飲食させる役務の提供は「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 10(3)）。

したがって、飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

その際、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているスーパーマーケットの場合において、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することを必要とするのではなく、例えば、「休憩スペースを利用して飲食する場合はお申し出ください」等の掲示を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。

なお、「飲食はお控えください」といった掲示を行うなどして実態として顧客に飲食させていない休憩スペース等や、従業員専用のバックヤード、トイレ、サッカー台のように顧客により飲食に用いられないことが明らかな設備については、飲食設備に該当しません。そのため、ほかに飲食設備がない場合には、持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要となります。

(注) 「飲食はお控えください」といった掲示を行っている休憩スペース等であったとしても、実態としてその休憩スペース等で顧客に飲食料품을飲食させているような場合におけるその飲食料品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません。したがって、店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなりますのでご注意ください。

(飲食可能な場所を明示した場合の意思確認の方法)

問 47 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースのほか、階段脇や通路沿いにもベンチ等を設置しています。当社では衛生上の観点から、休憩スペースでのみ飲食を可能としており、「飲食される場合には休憩スペースをご利用ください」といった掲示を行っています。

そういった掲示を行っている場合に、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認はどのように行うこととなりますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①ーイ）。「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないため、スーパーマーケットの休憩スペースやベンチ等であっても飲食設備に該当します（軽減通達 8）。そのため、このような休憩スペースやベンチ等において顧客に飲食料품을飲食させる役務の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 10(3)）。

一方で、テーブルや椅子等がある場合であっても「飲食はお控えください」といった掲示を行うなどして実態として顧客に飲食させていない休憩スペース等については、飲食設備に該当しません（問 46（スーパーマーケットの休憩スペース等での飲食）参照）。

ご質問の場合、掲示により休憩スペースのみを飲食可能な設備として指定しているため、それ以外のベンチ等は、飲食に用いられないもの（飲食設備に該当しないもの）と考えられます。

ただし、店舗には顧客が飲食可能な休憩スペース（飲食設備）があるため、飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなりますが、その際には、例えば「お買い上げの商品を休憩スペースを利用してお召し上がりになる場合にはお申し出ください」等の掲示を行うなど、営業の実態に応じた方法により意思確認を行うこととして差し支えありません。

(イトインスペースで飲食される物の限定)

問 48 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、テーブルや椅子を設置したイトインスペースがありますが、「お飲み物とベーカリーコーナーのパンについてはお会計いただいた後イトインスペースでお召し上がりいただけます」と掲示しています。その場合、飲み物やパン以外の飲食料品（弁当や惣菜等）を販売する際にも、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認が必要ですか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①一イ）。そのため、スーパーマーケットのイトインスペースにおいて顧客に飲食料品を飲食させる役務の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10(3)）。

飲食設備のあるスーパーマーケットでは、飲食料品を販売する際には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

ただし、ご質問のように、イトインスペースにおいて飲み物とパンのみが飲食可能な旨の掲示を行うなどして実態としてそれら以外の飲食料品を顧客に飲食させていない場合、それら以外の飲食料品については、そのイトインスペースにおいて飲食されないことが明らかであることから、持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要となります。

(注) 飲み物とパンのみが飲食可能な旨の掲示を行っていたとしても、実態としてそれら以外の飲食料品も顧客に飲食させているような場合におけるその飲食料品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません。したがって、店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなりますのでご注意ください。

(コーヒーチケットの取扱い)

問 49 当店は、喫茶店営業を行っており、当店で使用することができる5枚つづりのコーヒーチケットを販売しています。なお、当社がこのコーヒーチケットと引換えに提供するコーヒーは、店内で飲むことも、持ち帰ることも可能です。このコーヒーチケットの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食店営業等を営む者が飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「持ち帰り」は、これに含まないものとされています（改正法附則 34①一イ）。そして、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」に該当するのかは、その飲食料品の提供等を行った時点において顧客に意思

確認を行うなどにより判定することとされています（軽減通達 11）。

ご質問のようなコーヒーチケットとの引換えによるコーヒーの提供は、顧客にそのコーヒーチケットと引き換えにコーヒーを提供した時に消費税の課税の対象となります（基通 9-1-22）。

このため、顧客にコーヒーを提供する時に、顧客に対して店内飲食か持ち帰りか意思確認を行うなどの方法により、軽減税率が適用されるかどうかを判定していただくこととなります。

（参考） コーヒーチケット（物品切手）の発行は、消費税の課税の対象外です（基通 6-4-5）。しかしながら、コーヒーチケットを発行した際に、発行時の売上計上と合わせて、消費税の課税の対象とする方法も継続適用を要件として認められていますが、店内飲食と持ち帰りの共用のコーヒーチケットでは、その発行時点において適用税率を判定することはできません。このため、例えば、店内飲食用のチケットと持ち帰り用のチケットを区分して発行するといった対応も考えられます。

（ファストフードのテイクアウト）

問 50 ファストフード店において、「テイクアウト」かどうかは、どのように判断するのですか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食店営業等を営む者が飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいますが、いわゆる「テイクアウト」など、「飲食料品を、持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡」（以下「持ち帰り」といいます。）は、これに含まないものとされています（改正法附則 34①一イ）。

事業者が行う飲食料品の提供が、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」に該当するのかは、その飲食料品の提供を行った時において、例えば、その飲食料品について、その場で飲食するのか又は持ち帰るのかを相手方に意思確認するなどの方法により判定していただくこととなります（軽減通達 11）。

（飲食店で残りを持ち帰る場合）

問 51 当店では、顧客が注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰らせるサービスを行っています。この場合の持ち帰り分については、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」となるのかは、その飲食料品の提供等を行った時点において判定することとされています（改正法附則 34①一イ、軽減通達 11）。

したがって、ご質問のような、その場で飲食するために提供されたものは、その時点で「食事の提供」に該当し、その後持ち帰ることとしても、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

(回転寿司店でパック詰めした寿司を持ち帰る場合)

問 52 当店は、回転寿司店ですが、提供した寿司を顧客がパック詰めにして持ち帰ることもできます。顧客がパック詰めした寿司は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいい、「食事の提供」に該当するの、又は「持ち帰り」となるの、その飲食料品の提供等を行った時点において判定することとされています（改正法附則 34①一イ、軽減通達 11）。

したがって、店内で飲食する寿司と区別されずに提供されたものは、その時点で「食事の提供」に該当し、その後、顧客がパック詰めにして持ち帰ることとしても、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

なお、顧客が持ち帰り用として注文し、パック詰めにして販売するものは、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(飲食店のレジ前の菓子等の販売)

問 53 飲食店のレジ前にある菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10）。

ご質問のように飲食店のレジ前にある菓子の販売は、単に飲食料品を販売しているものと考えられることから、飲食料品を飲食させる役務の提供に該当せず、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(飲食店で提供する缶飲料、ペットボトル飲料)

問 54 当社は、ラーメン屋を営んでおります。ラーメンの提供のほか、缶飲料、ペットボトル飲料をコップに入れず、缶又はペットボトルのまま提供していますが、これら飲料の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10）。

ご質問の飲食店で缶飲料、ペットボトル飲料をそのまま提供したとしても、店内で飲食さ

せるものとして提供しているものであることから、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

(立食形式の飲食店)

問 55 カウンターのみ設置した立食形式の飲食店が行う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。また、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ又はこれら以外の設備であっても、又は飲食目的以外の施設等に設置されたテーブル等であってもこれらの設備が飲食料品の飲食に用いられるのであれば、「飲食設備」に該当します(改正法附則 34①一イ、軽減通達 8)。

したがって、カウンターのみ設置した立食形式の飲食店で、飲食料品を飲食させる役務の提供は、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

(フードコートでの飲食)

問 56 当社は、ショッピングセンターのフードコートにテナントとしてラーメン店を出店していますが、フードコートのテーブル、椅子等はショッピングセンターの所有で、当社の設備ではありません。このような場合であっても、当社が行うラーメン等の飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。

【答】

「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当します。

ご質問のショッピングセンターのフードコートが、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとされている場合には、貴社の行う飲食料品(ラーメン等)の提供は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」になります。

(公園のベンチでの飲食)

問 57 当社は、移動販売車で「食品」を販売しています。公園のベンチのそばで販売し、顧客がその公園のベンチを利用して飲食している場合、この食品の販売は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。

【答】

「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当します（軽減通達9）。

ご質問の公園のベンチが、こうした合意等に基づき貴社の顧客に利用させることとしているものではなく、誰でもベンチを利用できる場合には、飲食設備に該当せず、貴社の飲食料品の提供は、「食事の提供」ではなく、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

（旅客列車の食堂車での食事、移動ワゴン販売の飲食料品の販売）

問 58 列車内食堂施設で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、列車内の移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

列車内の食堂施設において行われる飲食料品の提供は、これに該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10(5)）。

他方、旅客列車の施設内に設置された売店や移動ワゴン等による弁当や飲み物等の販売は、例えば、その施設内の座席等で飲食させるために提供していると認められる次のような飲食料品の提供を除き、軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します（軽減通達 10（注）2）。

① 座席等で飲食させるための飲食メニューを座席等に設置して、顧客の注文に応じてその座席等で行う食事の提供

② 座席等で飲食するため事前に予約を取って行う食事の提供

したがって、列車内の移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、①又は②に該当する場合を除き、軽減税率の適用対象となります。

（カラオケボックスでの飲食料品の提供）

問 59 カラオケボックスの客室内で飲食メニューを設置し、顧客の注文に応じて飲食料品を提供していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

カラオケボックスの客室で顧客の注文に応じて行われる飲食料品の提供は、これに該当しますので、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10(2)）。

(映画館の売店での飲食料品の販売)

問 60 映画館の売店での飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

映画館内に設置された売店で行われる飲食料品の販売は、単に店頭で飲食料品を販売しているものですので、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

なお、売店のそばにテーブル、椅子等を設置して、その場で顧客に飲食させている場合には、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」に該当しますので、持ち帰りによる販売（持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の譲渡）である場合を除き、軽減税率の適用対象となりません（軽減通達 10(4)）。

(注) 1 持ち帰りの販売かどうかは、顧客への意思確認等により行うこととなります（問 50（ファストフードのテイクアウト）参照）。

2 売店により、例えば、映画館の座席で次のような飲食料品の提供が行われる場合には、当該飲食料品の提供は、食事の提供に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10（注）2）。

- ① 座席等で飲食させるための飲食メニューを座席等に設置して、顧客の注文に応じてその座席等で行う食事の提供
- ② 座席等で飲食するため事前に予約を取って行う食事の提供

(旅館、ホテル等宿泊施設における飲食料品の提供)

問 61 旅館、ホテルの宴会場や、会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、ホテルのレストランで提供している飲食料品を客室まで届ける、いわゆるルームサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。旅館、ホテル等（以下「ホテル等」といいます。）の宴会場や会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、それがホテル等自体又はホテル等のテナントであるレストランが行うものである場合には、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10(1)）。

また、ホテル等の客室から、ホテル等が直接運営する又はホテル等のテナントであるレストランに対して飲食料品を注文し、そのレストランが客室に飲食料品を届けるようないわゆるルームサービスは、ホテル等の客室内のテーブル、椅子等の飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

(ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料等)

問 62 ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます。

ご質問のように、ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料(酒税法に規定する酒類を除きます。)を販売する場合は、単に飲食料品を販売するものであることから、飲食料品を飲食させる役務の提供に該当せず、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります(改正法附則 34①一)。

(バーベキュー施設での飲食等)

問 63 当社が運営するバーベキュー場は、施設利用料 1 人 1,500 円のほか、当社が準備したメニューから、それぞれお好みの肉の種類などを選んでいただき、別途食材代を支払っていただき、いわゆる手ぶらバーベキューサービスを行っています。

この場合、施設利用料と食材代を含めた全額が軽減税率の適用対象とならないのでしょうか。

【答】

バーベキュー施設内で飲食する飲食料品について、ご質問のようにそのバーベキュー施設を運営する事業者からしか提供を受けることができない場合には、施設利用料と食材代を区分していたとしても、その全額が飲食に用いられる設備において飲食料品を飲食させる役務の提供に係る対価と認められますので、その全額が「食事の提供」の対価に該当し、軽減税率の適用対象となりません(改正法附則 34①一イ)。

なお、飲食料品を提供する事業者が、バーベキュー施設を運営する事業者自体ではなく、その運営事業者の契約等により、顧客にバーベキュー施設の飲食設備を利用させている事業者である場合についても同様です。

(「ケータリング」や「出張料理」)

問 64 顧客の自宅で調理を行って飲食料品を提供する「出張料理」は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング、出張料理」)は含まれないこととされています(改正法附則 34①一口、軽減通達 12)。

いわゆる「ケータリング、出張料理」は、相手方が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が食材等を持参して調理して提供するものや、調理済みの食材を当該指定された

場所で加熱して温かい状態で提供すること等をいい、具体的には以下のような場合が該当します。

- ① 相手方が指定した場所で飲食料品の盛り付けを行う場合
- ② 相手方が指定した場所で飲食料品が入っている器を配膳する場合
- ③ 相手方が指定した場所で飲食料品の提供とともに取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置等を行う場合

したがって、ご質問のいわゆる「出張料理」は、顧客の自宅で調理を行って飲食料品を提供していることから、「相手方の指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

なお、「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」であっても、次の施設において行う一定の基準を満たす^{※1}飲食料品の提供については、軽減税率の適用対象とされています（改正法附則34①一口、改正令附則3②）。

- ① 老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者^{※2}に対して行う飲食料品の提供
- ② 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供
- ③ 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全て^{※3}に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ④ 「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」第2条に規定する夜間課程を置く高等学校の施設において、当該高等学校の設置者が、当該夜間過程において行う教育を受ける生徒の全て^{※3}に対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑤ 「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」第2条に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設において、当該特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全て^{※3}に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑥ 学校教育法第1条に規定する幼稚園の施設において、当該幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全て^{※3}に対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供
- ⑦ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校に設置される寄宿舎において、当該寄宿舎の設置者が、当該寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

※1 上記①～⑦の施設の設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。また、累計額の計算方法につきあらかじめ書面で定めている場合にはその方法によることとされています

(平成28年財務省告示第100号)。

※2 60歳以上の者、要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者又はそれらの者の配偶者に限られます。

※3 アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかったとしても軽減税率の適用対象となります。

(家事代行)

問 65 当社は、お客様の自宅に伺って料理代行サービス(食材持込)を行っておりますが、このサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング、出張料理」)は含まれないこととされています(改正法附則34①一口、軽減通達12)。

ご質問のように、顧客の自宅で料理を行い、飲食料品を提供するサービスは、いわゆる「ケータリング、出張料理」に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません。

(出前の適用税率)

問 66 そばの出前、宅配ピザの配達は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

そばの出前、宅配ピザの配達は、顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①)。

(注) 顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けることは、「食事の提供」には該当せず、また、いわゆる「ケータリング、出張料理」にも該当しません。

(社内会議室への飲食料品の配達)

問 67 当社では、当社内の喫茶室を営業している事業者に依頼して、社内の会議室まで飲料を配達してもらうことがあります。このような場合の飲料の配達は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】

【答】

ご質問の飲料の配達は、顧客の指定した場所まで単に飲料を届けるような場合、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①)。

ただし、その飲料の配達後に、会議室内で給仕等の役務の提供が行われる場合には、いわゆる「ケータリング、出張料理」に該当し、軽減税率の適用対象となりません(改正法附則34①一口、軽減通達12)。

(配達先での飲食料品の取り分け)

問 68 当社は、味噌汁付弁当の販売・配達を行っています。弁当と味噌汁を配達する際には、配達先で味噌汁を取り分け用の器に注いで一緒に提供していますが、この場合の味噌汁付弁当の販売は、ケータリングに該当しますか。【平成 30 年 1 月追加】

【答】

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の「役務」を伴う飲食料品の提供（いわゆる「ケータリング、出張料理」）は含まないこととされています（改正法附則 34①一口、軽減通達 12）。

この「役務」には、「盛り付け」を含むとされていますが、飲食料品の譲渡に通常必要な行為である、例えば、持ち帰り用のコーヒーをカップに注ぐような、容器への「取り分け」行為は、含まれません。

したがって、ご質問の「味噌汁を取り分け用の器に注ぐ」という行為は、味噌汁の販売に必要な行為である「取り分け」に該当し、ケータリングに該当しません（味噌汁付弁当の全体が軽減税率の適用対象となります。）。

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

問 69 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食 500 円、昼食 550 円、夕食 640 円で、昼食と夕食の間の 15 時に 500 円の間食を提供しています。

これらの食事は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供とは、老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます（改正法附則34①一口、改正令附則3②一）。

また、軽減税率の適用対象となるサービス付き高齢者向け住宅において行う飲食料品の提供とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます（改正令附則3②二）。

これらの場合において、有料老人ホーム等の設置者又は運営者が、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額(税抜き)が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。

ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供(640円以下のものに限る。)をあらかじめ書面により明らかにしている場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額

を計算するものとされています（平成28年財務省告示第100号）。

ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円≤640円 （累計 500 円）	550円≤640円 （累計 1,050 円）	500円≤640円 （累計 1,550 円）	640円≤640円 （累計 2,190 円）	= 2,190円（1,550円）

夕食は、一食につき 640 円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が 1,920 円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（標準）	夕食（軽減）	合計（内軽減税率対象）
500円≤640円 （累計 500 円）	550円≤640円 （累計 1,050 円）	500円≤640円 累計対象外	640円≤640円 （累計 1,690 円）	= 2,190円（1,690円）

（学生食堂）

問 70 当校は、学生食堂を設けています。利用は生徒の自由ですが、この学生食堂の飲食料品の提供は、学校給食法の規定に基づく「学校給食」として、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「学校給食」とは、学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該施設の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供をいいますので、利用が選択制である学生食堂での飲食料品の提供はこれに該当しません（改正法附則 34①ーイ、改正令附則 3②三）。

また、学生食堂での飲食料品の提供は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません。

【参考】

○ 学校給食法

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(病院食)

問 71 病院食は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

健康保険法等の規定に基づく入院時食事療養費に係る病院食の提供は非課税とされていることから、消費税は課されません（消法6①、消法別表1六、消令14）。

なお、患者の自己選択により、特別メニューの食事の提供を受けている場合に支払う特別の料金については、非課税となりません。また、病室等で役務を伴う飲食料品の提供を行うものですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一口）。

(飲食料品の提供に係る委託)

問 72 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っていますが、当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供は、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られています（改正法附則34①一口、改正令附則3②一）。貴社が有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき行う食事の調理は、受託者である貴社が、委託者である有料老人ホームに対して行う食事の調理に係る役務の提供ですので、軽減税率の適用対象となりません（軽減通達13）（問69（有料老人ホームの飲食料品の提供）参照）。

IV 「一体資産」の適用税率の判定

(食玩)

問 73 菓子と玩具により構成されている、いわゆる食玩は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、改正令附則 2）。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が 1 万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が 3 分の 2 以上であること

したがって、ご質問の商品が①及び②に該当する場合には、「飲食料品」に含まれることから、その販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(高価な容器に盛り付けられた洋菓子)

問 74 ケーキ等の洋菓子をカップ等の専用容器に盛り付けて販売していますが、この専用容器は特注品で、食器として再利用できるものとなっており、菓子よりも高価です。この商品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

飲食料品の販売に際し、使用される容器が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その容器も含め、飲食料品の譲渡に該当します。

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、改正令附則 2）。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が 1 万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が 3 分の 2 以上であること

ご質問の商品は、洋菓子より専用容器の方が高価であることから、②に該当しないため、「飲食料品」に含まれません。

したがって、ご質問の洋菓子と専用容器の販売は、商品全体が軽減税率の適用対象となりません。

(食品と食品以外の資産で構成された福袋)

問 75 食品と食品以外の商品で構成された福袋の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、改正令附則 2）。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が 1 万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が 3 分の 2 以上であること

したがって、ご質問の福袋が①及び②に該当する場合には、「飲食料品」に含まれることから、その販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(食品と食品以外の資産が選択可能である場合の一体資産該当性)

問 76 当社は、店内飲食と持ち帰りのどちらもすることができる飲食店を経営し、お菓子とドリンクとおもちゃをセット商品として販売しています。このセット商品のお菓子・ドリンクは、顧客がメニューの中から選択することができるようにして販売していますが、顧客がこのセット商品を持ち帰る場合、一体資産に該当しますか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（一の資産に係る価格のみが提示されているものに限りません。）をいいます（改正法附則 34①）。

ご質問のように、そのセット商品を構成する食品又は食品以外の資産について、顧客が選択可能であれば、あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものではないため、一体資産に該当せず、一括譲渡（課税関係の異なる 2 以上の資産（軽減税率の適用対象とならない資産、軽減税率の適用対象資産又は非課税対象資産のうち異なる 2 以上の資産）を同一の者に同時に譲渡すること）に該当することから、個々の資産の譲渡等の対価の額が合理的に区分されていない場合には、それぞれの資産の価額に基づき合理的にあん分する必要があります。

なお、ご質問のお菓子とドリンクの販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となりますが、おもちゃの販売は、軽減税率の適用対象となりません。その場合、売価や仕入原価などからそれぞれの対価の額等によりあん分するなどして、軽減税率適用対象の対価の額、軽減税率適用対象外の対価の額を算出することとなります。

(参考) セット商品を構成する食品又は食品以外の資産について、選択可能な組合せのパターンを提示し、それぞれ組合せに係る価格のみを提示している場合には、一体資

産に該当しますのでご注意ください。

(1万円以下の判定単位)

問 77 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングし、セット商品として小売業者に卸売販売しています。販売に際しては、100個単位で販売しており、販売価格を100,000円(税抜き)としています。

この場合、軽減税率の適用対象となる一体資産かどうかの判定に当たり、一体資産の譲渡の対価の額(税抜き)が10,000円以下かどうかは、どのように判定することになりますか。【平成30年1月追加】

【答】

軽減税率の適用対象となる一体資産かどうかの判定に当たり、一体資産の譲渡の対価の額(税抜き)が10,000円以下かどうかは、セット商品1個当たりの販売価格で判定することとなります。

したがって、ご質問のセット商品1個当たりの税抜き販売価格は、1,000円(100,000円÷100個)となりますので、一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)は、10,000円以下となります。

(一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合)

問 78 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングしてセット商品として税抜価格1,000円で販売しようと考えています。これら商品のそれぞれの仕入価格は、以下のとおりです。このセット商品は、軽減税率の適用対象となる「一体資産」に該当しますか。
仕入価格(税込み): 紅茶 450円、ティーカップ 200円

【答】

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの(あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの。)は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①一、改正令附則2)。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

②の割合は、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の割合など、事業者が合理的に計算した割合であればこれによって差し支えないとされています(軽減通達5)。

イ その一体資産の譲渡に係る売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合

ロ その一体資産の譲渡に係る原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

ご質問の商品は、次のとおりロに示した計算方法によって計算し、その結果、食品に係る

部分の割合が3分の2以上であるものに該当します。

紅茶（食品）の原価	一体資産の譲渡の原価	一体資産の譲渡の原価のうち、食品の占める割合
450円	650円	$\div 69.2\% \geq 3\text{分の}2$ (66.666…%)

したがって、ご質問の商品は、食品と食品以外の資産をセット商品として1,000円という価格のみを提示して販売していることから、一体資産に該当し、その対価の額が1万円以下であり、かつ、食品に係る部分の価額の占める割合が3分の2以上のものとなりますので、その販売は、全体が軽減税率の適用対象となります。

(食品と酒類のセット販売時の一括値引)

問 79 ビールと惣菜を単品で販売するほか、セットで購入した方に一括で値引きして販売していますが、「一体資産」に該当しますか。

また、値引額は、どのような取扱いになりますか。【平成30年11月改訂】

【答】

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（一の資産に係る価格のみが提示されているものに限り、）をいいます。

ご質問のように、ビールと惣菜をそれぞれ別々の商品として販売している場合に、これらの商品を組み合わせて、一括で値引きを行って販売するときは、あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものではないことから、「一体資産」に該当しません(改正法附則34①、改正令附則2、軽減通達4)。

なお、一括して値引きを行った場合のそれぞれの値引き後の対価の額は、それぞれの資産の値引き前の対価の額等によりあん分するなど合理的に算出することとなります(軽減通達15)。

また、惣菜(食品)の販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となりますが、酒税法に規定する酒類であるビールの販売は、軽減税率の適用対象となりません(問12(お酒の販売)参照)。

(参考) 例えば、顧客が割引券等を利用したことにより、これら同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引額控除後の対価の額を区分することとされています。

当該資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が確認できるときは、当該資産の譲渡等に係る値引額又は値引額控除後の対価の額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています(軽減通達15)。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の対価の

額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の対価の額が領収書等の書類により確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

(合理的な割合が不明な小売事業者等)

問 80 当社は、小売業を営んでおり、食玩を販売しています。その食玩に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合が不明ですが、仕入れの際に仕入先が適用した税率を適用して販売することも認められますか。

【答】

ご質問のように、小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売する対価の額（税抜き）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。

V 「新聞の譲渡」の範囲等

(いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売)

問 81 いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「新聞」とは、定期購読契約が締結された週2回以上発行される、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するものです（改正法附則34①二）。

したがって、いわゆるスポーツ新聞や業界紙、日本語以外の新聞等についても、1週に2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づく譲渡であれば、軽減税率の適用対象となります。

(「定期購読契約」に基づく新聞の範囲)

問 82 コンビニエンスストアで販売する新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象である「新聞」は、定期購読契約に基づくものとされており、「定期購読契約」とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいいます（改正法附則34①二）。

したがって、コンビニエンスストア等の新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため軽減税率の適用対象となりません。

(1週に2回以上発行する新聞)

問 83 当社が販売する新聞は、通常週2回発行されていますが、休刊日により週に1回しか発行されない場合があります。この場合の新聞の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「1週に2回以上発行する新聞」とは、通常の発行予定日が週2回以上とされている新聞をいいますので、国民の祝日及び通常の頻度で設けられている新聞休刊日によって発行が1週に1回以下となる週があっても「1週に2回以上発行する新聞」に該当します（改正法附則34①二、軽減通達14）。

したがって、ご質問の新聞が、定期購読契約に基づくものであれば、軽減税率の適用対象となります。

(電子版の新聞)

問 84 インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限ります。)の定期購読契約に基づく譲渡をいいます(改正法附則 34①二)。

他方、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません(消法 2①八の三)。

VI 区分記載請求書等の記載方法等

(課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問 85 区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等の内容は、どの程度まで詳しく記載する必要がありますか。

【答】

現行の仕入税額控除制度（請求書等保存方式）においても、保存すべき請求書等には課税資産の譲渡等の内容の記載が必要となっています。

区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等には、

- ① 課税資産の譲渡等（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）に係る資産又は役務の内容
- ② 当該課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨

が記載されていなければなりません（改正法附則 34②）。

したがって、課税資産の譲渡等の内容については、その内容が軽減対象資産であるか、それ以外の資産であるかが明確になるよう、現行の請求書等と同様に、基本的には、個別の商品名等の記載が行われている必要があります。

ただし、取引当事者間で当該資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等かどうかの判別が明らかである場合は、資産の内容等について商品コード等による表示も認められています（軽減通達 18）。

(多数の商品登録が行えないレジにより発行するレシートに係る課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問 86 当店は、八百屋を営む免税事業者です。野菜のほか一部台所用品等の雑貨も販売しています。顧客は主に消費者ですが、近隣の飲食店等の事業者とも取引しています。

平成 31 年 (2019 年) 10 月から、当社が発行するレシートを区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたいと考えています。しかしながら、当店のレジは、税率ごとの区分記載は行えますが、多数の商品登録が行えません。

このため、資産の内容の記載について、個々の商品の名称でなく下記のように「野菜」等、当社が販売している商品の一般的総称で記載することを考えていますが、このようなレシートも区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に該当しますか。

【平成 28 年 11 月改訂】

八百〇		
東京都 . . .		
XX年11月1日		
領 収 書		
野菜※	1	¥108
野菜※	1	¥972
雑貨	1	¥330
合 計		¥1,410
	(10%対象	¥330)
	(8%対象	¥1,080)
お預り		¥1,500
お 釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

記載事項①

記載事項②

※ 枠囲みの事項が平成 31 年 (2019 年) 10 月から追加された記載事項に該当します。

【答】

ご質問のような事情がある場合に交付される当該レシートは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として認められます。

平成 31 年 (2019 年) 10 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です (これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則 34②)。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

なお、小売業等にあつては、Ⓔの記載事項は必要ありません（消法30⑨一）。

ところで、個人商店等をはじめ、中小の小売店等が利用しているレジには、多数の商品を登録できないものがありますが、このようなレジでは、個別の商品名等を登録することが事実上不可能です。このような場合には、その店舗が取り扱っている商品の一般的な総称（例えば、八百屋であれば「野菜」、精肉店であれば「肉」、又は一括して「食品」や「飲食料品」との記載）の記載であっても、取引された資産が、①課税資産の譲渡等に係るものであること、②軽減対象資産とそれ以外のものであることが、交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項である「資産の内容」を満たすものとして取り扱われます。

ご質問のレシートは、小売業者が発行するもので、前述の①、②を含め、請求書等の記載事項である①から④の事項を満たしていますので、当該レシートの交付を受けた事業者における区分記載請求書等保存方式の請求書等に該当することとなります。

課税事業者である小売業者も、ご質問のようなレジを導入している場合には、同様に取り扱われます。

(注) 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます（消法30⑦、消令49①一）。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります（改正法附則34②）。

※ 以下のレシートのように「部門01」などによる記載は、取引の内容が記載されていると言えませんので、一般的には記載事項を満たしていないこととなりますのでご注意ください。

該当しない例

〇〇精肉店		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
部門01※	1	¥500
部門02※	1	¥980
部門03	1	¥1500
合 計		¥2,980
	(10%対象)	¥1,500
	(8%対象)	¥1,480
お預り		¥3,000
お 釣		¥20
※印は軽減税率対象商品		

(一定期間分の取引のまとめ記載)

問 87 当店は、青果の卸売業を営んでいますが、日々の納品書において個々の販売商品の名称を記載して発行し、一定期間の取引をまとめて請求書等を作成しています。

この場合、区分記載請求書等に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等である旨」についても、個別の品名ごとに記載するのではなく、「11/1～11/30 野菜※（※は軽減対象資産の譲渡等）」のように一定期間分をまとめて記載してもよいですか。

【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

請求書等を課税期間の範囲内で一定期間分の取引についてまとめて作成する場合、その請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等を行った年月日については、〇月〇日といった個々の日付でなくても、その一定期間を記載すればよいこととされています（消法 30⑨一口）。

ただし、一定期間分の取引をまとめて作成した請求書等であっても、平成 31 年（2019 年）10 月以降は現行の制度において必要とされている記載事項に加えて、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます（改正法附則 34②）。

また、例えば、同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間に複数回購入しているような場合、その一定期間分の請求書等に一回ごとの取引の明細が記載又は添付されていなければなりません。請求書等に記載すべき「軽減対象資産の譲渡等である旨」については同一の商品をまとめて、記載しても差し支えありません。

したがって、ご質問の「11/1～11/30 野菜※」といったように、11 月分の同一の商品をまとめた上で、「※」を記載するなどし、軽減対象資産であることを明らかにしている場合、請求書に取引の明細が添付されていれば「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載として認められることとなります。

（参考） 「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」の記載例

- ・ 青果店・・・野菜、果実、青果
- ・ 魚介類の卸売業者・・・魚類、乾物
- ・ 一般の事業者の文房具類の購入・・・文房具

(小規模小売事業者が交付する請求書等に係る記載事項)

問 88 当店は、商店街において、主に消費者向けの鮮魚の小売を行っています。これまで、事業者との取引においても、3万円未満の少額な取引のみであり、顧客に交付する領収書に商品の詳細な内容を記載することを求められていませんでした。

軽減税率制度の実施に伴い、平成31年(2019年)10月から、当店が交付する領収書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成28年11月改訂】

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②)。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)
- ㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

ただし、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法30⑦、消令49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります(改正法附則34②)。

したがって、ご質問の場合、事業者との取引が3万円未満の少額な取引のみということですので、取引の相手方である事業者が、仕入税額控除を適用するためには、従前同様、請求書の保存の必要はありません。

しかしながら、取引先の経理処理の関係上、取引内容等について軽減対象資産の譲渡等か否か等の表示を求められることもあると考えられますので、このようなことも踏まえ、レジの改修やレシートへの手書き補完、又は別途領収書を個別に発行するなど、貴店の取引先との関係も踏まえ、対応についてご検討ください。

(レシートに係る記載内容)

問 89 当店は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のようなレシートを取引先に交付しています。

今後、平成 31 年（2019 年）10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすレシートを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】

スーパー〇〇		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
資産の譲渡等の内容	業務用コーラ	1 ￥10,800
	業務用ギューク	1 ￥10,800
	業務用清掃セット	1 ￥21,600
	合 計	¥43,200
	(内消費税等	¥3,200)
	お預り	¥50,000
	お 釣	¥6,800

【答】

平成 31 年（2019 年）10 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則 34②）。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴店の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、平成 31 年（2019 年）10 月からは区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載することが必要です。

(注) 1 レシート(領収書等)についても請求書等に含まれます。

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
業務用コーラ	※ 1 ¥10,800
業務用キューティン	※ 1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥22,000
合計	¥43,600
(10%対象)	¥22,000
(8%対象)	¥21,600
(内消費税等)	¥3,600
お預り	¥50,000
お釣	¥6,400
※印は軽減税率対象商品	

記載事項△ (10%対象, 8%対象, ※印は軽減税率対象商品)

記載事項⊖ (8%対象)

2 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法30⑦、消令49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則34②)。

(参考) 「仕入先から受け取った請求書等に『軽減対象資産の譲渡等である旨』等の記載がなかった場合の追記」については、【制度概要編】問14をご参照ください。

(税抜対価の額と消費税額を記載する場合)

問90 区分記載請求書等保存方式において、記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」について、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税抜価格)」に加えこれに係る消費税額等を記載することとしていますが、記載事項の要件を満たしますか。【平成30年11月追加】

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」が追加されます(改正法附則34②)。

「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」については、ご質問のように、

- ・ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税抜価格)

- ・ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価格）に係る消費税額等のいずれも記載があれば、記載事項としての要件を満たします。

【記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	税抜金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計		120,000円
合計	税抜金額	消費税額
10%対象	80,000円	8,000円
8%対象	40,000円	3,200円
※印は軽減税率対象商品		
△△商事(株)		

(参考) 仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します（消法 30⑨二）。

仕入明細書の記載事項についても、「軽減対象課税仕入れである旨」及び「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額（税込価格）」が追加されますが、「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額（税込価格）」については、税率ごとに区分した仕入金額の税抜きの合計額及び税率ごとに区分した消費税額等を記載することとして差し支えありません（改正法附則 34②）。

(区分記載請求書と適格請求書との記載事項の関係)

問 91 当社は、発行するレシートについて、平成 35 年（2023 年）10 月の適格請求書等保存方式における適格請求書への対応まで見込んだレジシステムの改修を行いたいと考えています。

この場合、適格請求書を発行できるレジシステムに改修すれば、区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等として認められるレシートを発行できるのでしょうか。

【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

区分記載請求書等の記載事項と適格請求書等の記載事項は、それぞれ次のとおりとなっており、適格請求書等として必要な事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなります。

したがって、適格請求書等の発行に対応したレジシステムへの改修を行い、適格請求書等の発行が可能となれば、区分記載請求書等として認められるレシートの発行も可能となります。

なお、適格請求書等には、登録番号の記載が必要となります。当該登録番号の発行の申請は、平成 33 年（2021 年）10 月から申請の受付が開始されます。

(注) 区分記載請求書等の記載事項のうち、税率ごとに区分して合計した税込価格については、適格請求書等の記載事項である税率ごとに区分した税抜価格の合計額及び消費税額等を記載することとして差し支えありません。

○ 区分記載請求書等と適格請求書等の記載事項の比較（改正法附則 34②、新消法 57 の 4 ①）

区分記載請求書等 ^{※1} (平成 31 年(2019 年)10 月～ 平成 35 年(2023 年)9 月)	適格請求書等 ^{※2} (平成 35 年(2023 年)10 月～)
① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した税込価格 ⑤ 区分記載請求書等の交付を受ける事業者の氏名又は名称 ※1 区分記載請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、⑤の記載を省略することができる（消法 30⑨一）。	① 適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨） ④ 税率ごとに区分した税抜価格又は税込価格の合計額及び適用税率 ⑤ 消費税額等 ⑥ 適格請求書の交付を受ける事業者の氏名又は名称 ※2 適格請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、適格請求書に代えて以下の記載のある請求書等（適格簡易請求書）を交付することができる（新消法 57 の 4 ②）。 ① 適格請求書等の記載事項①～③の事項 ② 税率ごとに区分した税抜価格又は税込価格の合計額 ③ 消費税額等又は適用税率

(主に事業者との取引を行う事業者が交付する請求書に係る記載事項)

問 92 当社は、事業者に対して青果及び日用雑貨の卸売を行っています。これまで、下記のように現行の請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、平成 31 年（2019 年）10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当社は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 125,600円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計		125,600円
△△商事(株)		

資産の譲渡等の内容

【答】

平成 31 年（2019 年）10 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。（改正法附則 34②））。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴社の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、平成 31 年（2019 年）10 月からは区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を追加で記載することが必要です。

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※軽減税率対象		△△商事(株)

記載事項△ (指し示: 米 ※, 牛肉 ※)

記載事項⊖ (指し示: 10%対象, 8%対象)

(注) 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法 30⑦、消令 49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則 34②)。

(参考) 「仕入先から受け取った請求書等に『軽減対象資産の譲渡等である旨』等の記載がなかった場合の追記」については、【制度概要編】問 14 をご参照ください。

(免税事業者が発行する請求書に係る記載事項)

問 93 当店は、消費税の免税事業者です。これまで、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、平成31年(2019年)10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成28年11月改訂】

資産の譲渡等の内容	〇〇商店		
	東京都・・・ XX年11月1日 領 収 書		
	業務用コーラ	1	¥10,800
	業務用ギョウコ	1	¥10,800
	業務用清掃セット	1	¥21,600
	合 計		¥43,200
	お預り		¥50,000
	お 釣		¥6,800

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②)。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴店の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、平成31年(2019年)10月からは、軽減対象資産の譲渡等を行った場合には、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を追加で記載することが必要です(改正法附則34②)。

なお、免税事業者は、取引に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは消費税の仕組み上、予定されていません。

〇〇商店	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
業務用コーラ	※ 1 ¥10,800
業務用ジュース	※ 1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥22,000
合計	¥43,600
(10%対象)	¥22,000
(8%対象)	¥21,600
お預り	¥50,000
お釣	¥6,400
※印は軽減税率対象商品	

記載事項① → (業務用コーラ, 業務用ジュース, 業務用清掃セット, 合計, (10%対象), (8%対象))

記載事項② → (お預り, お釣, ※印は軽減税率対象商品)

(注) 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法30⑦、消令49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則34②)。

(商品の全てが軽減税率の対象である場合)

問 94 請求書等に記載されている商品が全て飲食料品などの軽減税率の対象となる場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載がされている必要がありますか。【平成28年11月改訂】

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます(改正法附則34②)。

ご質問のように、当該請求書等に記載されている商品等の全てが軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合は、例えば、請求書等に「全商品が軽減税率対象」などと記載し、請求書等に記載されている商品等の全てが「軽減対象資産の譲渡等である旨」が明らかにされている必要があります。

この点については、請求書等を発行する事業者の方々もご留意いただく必要があります。

(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)

問 95 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のような請求書を取引先に交付しています。

軽減税率制度の実施に伴い、平成 31 年 (2019 年) 10 月から、当社が交付する請求書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成 30 年 1 月追加】【平成 30 年 11 月改訂】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 86,400円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	コップ	5,400円
11/3	花瓶	4,320円
⋮	⋮	⋮
合計		86,400円
△△商事(株)		

【答】

平成 31 年 (2019 年) 10 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等 (領収書も含みます。) には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な記載事項として「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます (改正法附則 34②)。

ご質問のように、販売する商品が軽減税率の適用対象とならないもののみであれば、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要ですし、これまでと同様に課税資産の譲渡等の対価の額 (税込価格) の記載があれば、結果として「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとなります。

したがって、平成 31 年 (2019 年) 10 月から貴社が発行する請求書の記載事項に変更はありません。

(税率ごとに分けて交付する請求書)

問 96 平成 31 年 (2019 年) 10 月から、当社が発行する請求書を区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたいと考えています。この場合、軽減税率の対象となる食料品と標準税率の対象となる日用品をまとめて販売する際に、異なる税率の商品を同一の請求書に記載するのではなく、税率ごとの請求書を交付してよいですか。【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

平成 31 年 (2019 年) 10 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等 (領収書も含みます。) には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます (改正法附則 34②)。

したがって、ご質問のように税率ごとに請求書を分けて、交付することは差し支えありませんが、この場合であっても、仕入税額控除の要件を満たすためには、軽減税率の対象となる商品に係る請求書には、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載が必要となります。

【税率ごとに区分記載請求書等を分けて交付する場合の記載例】

軽減税率対象分

軽減税率対象分以外

請求書		
(軽減税率対象)		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		43,200円
△△商事(株)		

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円
△△商事(株)		

(相手方の確認を受けた仕入明細書等)

問 97 当店は、食料品及び日用雑貨の小売りを行っています。これまで、仕入先への代金の支払いに当たり、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。

今後、平成 31 年 (2019 年) 10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、保存したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 30 年 1 月追加】

仕入明細書		
㈱〇〇御中		XX 年 11 月 30 日
		△△商店
11 月分	125,600 円 (税込)	
日付	品名	金額
11/1	いちご	5,400 円
11/2	牛肉	10,800 円
11/2	キッチンペーパー	2,160 円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計 (税込み)		125,600 円

【答】

現行の請求書等保存方式においても、仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します (消法 30⑨二)。

これは、区分記載請求書等保存方式の下でも同様ですが、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です (これまでの仕入明細書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。(改正法附則 34②))。

- ㊶ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊷ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ㊸ 課税仕入れを行った年月日
- ㊹ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)

- ㊺ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額 (税込価格)

したがって、平成 31 年 (2019 年) 10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」及び「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」を追加で記載した上で、相手方の確認を受けたものを保存しておく必要があります。

仕入明細書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
		△△商店
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400円
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計(税込み)		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※印は軽減税率対象商品		

記載事項㉔ (いちご, 牛肉)

記載事項㉕ (10%対象, 8%対象)

(旧税率対象が混在する請求書)

問 98 当店は、飲食料品及び関連商品の卸売業を営んでおり、毎月15日締めで相手先に請求を行っています。請求締め日が月中であることから、平成31年(2019年)10月分の請求書(9/16~10/15)には、平成31年(2019年)9月30日までの旧税率8%と平成31年(2019年)10月1日からの軽減税率8%の対象商品が混在することとなりますが、区分記載請求書等としての記載要件を満たすためには、どのような記載が必要となりますか。

【平成29年1月追加】

【答】

平成31年(2019年)10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②)。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ㉔ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㉕ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

㉔ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)

㉕ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

ところで、平成31年(2019年)9月までの取引に適用される税率8%(以下「旧税率」といいます。)は、消費税率6.3%と地方消費税率1.7%の合計であり、他方、平成31年(2019

年) 10月からの取引に適用される軽減税率8%は、消費税率6.24%と地方消費税率1.76%の合計ですので、旧税率8%と軽減税率8%では、その内訳が異なります。

このため、貴店の平成31年(2019年)10月分の請求書の場合のように、一の請求書において、旧税率が適用される取引と軽減税率が適用される取引とが混在するときは、上記㊸(税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額)の記載に当たり、標準税率10%と軽減税率8%を税率ごとに合計するだけでなく、旧税率8%の対象商品についても、例えば、次の記載例のように、当該商品を区分して合計する必要があります。

【同一請求書内で、平成31年(2019年)9月30日までの取引と平成31年(2019年)10月1日からの取引を区分して発行する場合の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		2019年10月31日
10月分 141,600円(税込) (9/16~10/15)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
⋮	⋮	⋮
①	9月分 小計	32,400円
10/1	② 小麦粉 ※	5,400円
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	② 牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
③	10月分 小計	10%対象 66,000円
		8%対象 43,200円
合計		141,600円
④	※印は軽減税率対象商品	
△△商事(株)		

- ① 旧税率の適用対象となる平成31年(2019年)9月30日までの取引については、課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)の合計額を記載
- ② 平成31年(2019年)10月1日からの取引については、軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ③ 平成31年(2019年)10月1日からの取引については、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載
- ④ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

【平成31年（2019年）9月30日までの取引に係る請求書と平成31年（2019年）10月1日からの取引に係る請求書を分けて発行する場合の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		2019年10月31日
① 9月分 32,400円(税込) (9/16~9/30)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計		32,400円
△△商事(株)		

請求書		
(株)〇〇御中		2019年10月31日
② 10月分 109,200円(税込) (10/1~10/15)		
日付	品名	金額
10/1	③ 小麦粉 ※	5,400円
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	③ 牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		109,200円
④ 10%対象		66,000円
8%対象		43,200円
⑤ ※印は軽減税率対象商品		
△△商事(株)		

- ① 旧税率の適用対象となる平成31年（2019年）9月30日までの取引に係る請求書を発行
- ② 新税率の適用対象となる平成31年（2019年）10月1日からの取引に係る請求書を発行
- ③ 平成31年（2019年）10月1日からの取引については、軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ④ 平成31年（2019年）10月1日からの取引については、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載
- ⑤ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(一括値引がある場合のレシートの記載)

問 99 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社では、飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額（税込み）から 1,000 円の値引きができる割引券を発行しています。

平成 31 年（2019 年）10 月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。【平成 30 年 11 月改訂】

【答】

飲食料品と飲食料品以外の資産を同時に譲渡し、割引券等の利用により、その合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の課税資産の譲渡等の対価の額に対してそれぞれ消費税が課されることとなります。

そのため、レシート等における「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、値引き後のものを明らかにする必要があります。

なお、税率ごとに区分された値引き前の課税資産の譲渡等の対価の額と税率ごとに区分された値引額がレシート等において明らかとなっている場合は、これらにより値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額が確認できるため、このような場合であっても、値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が明らかにされているものとして取り扱われます。

ご質問の場合、レシートの記載方法としては次のようなものがあります。

(参考)

顧客が割引券等を利用したことにより、同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引き後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引き後の対価の額を区分することとされています。

当該資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引き後の対価の額が確認できるときは、当該資産の譲渡等に係る値引額又は値引き後の対価の額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています（軽減通達 15）（問 79（食品と酒類のセット販売時の一括値引）参照）。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の対価の額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の対価の額が領収書等の書類により確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

(例) 雑貨 3,300 円 (税込み)、牛肉 2,160 円 (税込み) を販売した場合

【値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載する方法】

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
割引	¥1,000
合計	¥4,460
①	(10%対象 ¥2,696) (8%対象 ¥1,764)
※印は軽減税率対象商品	

① 値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額 (税込み)

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

$$10\% \text{対象} : 1,000 \times 3,300 / 5,460 \doteq 604$$

$$8\% \text{対象} : 1,000 \times 2,160 / 5,460 \doteq 396$$

また、値引き後の対価の額は次のとおり計算しています。

$$10\% \text{対象} : 3,300 - 604 = 2,696$$

$$8\% \text{対象} : 2,160 - 396 = 1,764$$

【値引き前の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」と税率ごとの値引額を記載する方法】

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
①	(10%対象 ¥3,300) (8%対象 ¥2,160)
割引	¥1,000
②	(10%対象 ¥604) (8%対象 ¥396)
合計	¥4,460
※印は軽減税率対象商品	

① 値引き前の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額 (税込み)

② 税率ごとの値引額

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

$$10\% \text{対象} : 1,000 \times 3,300 / 5,460 \doteq 604$$

$$8\% \text{対象} : 1,000 \times 2,160 / 5,460 \doteq 396$$

※ ①及び②の記載がそれぞれある場合、値引後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとして取り扱われます。

$$\left(\begin{array}{l} 10\% \text{対象} : 3,300 - 604 = 2,696 \\ 8\% \text{対象} : 2,160 - 396 = 1,764 \end{array} \right)$$

(売上げに係る対価の返還等がある場合の請求書の記載)

問 100 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。

また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。

販売奨励金の対象となる商品に飲食料品とそれ以外の資産が含まれている場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、当該販売奨励金の額を税率ごとに区分して記載する必要があるのでしょうか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当し、取引先の仕入れに係る対価の返還等に該当します。

売上げに係る対価の返還等を行った事業者については、その売上げに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなり、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税資産の譲渡等の内容に応じて税率ごとにあん分し、区分することとなります（改正法附則 34②、改正令附則 8 ①）。

また、仕入れに係る対価の返還等を受けた事業者については、その仕入れに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなり、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税仕入れの内容に応じて税率ごとにあん分し、区分することとなります（改正法附則 34②、改正令附則 7）。

こうした売上げに係る対価の返還等を行った場合や仕入れに係る対価の返還等を受けた場合、一定の事項が記載された請求書等の保存は求められていませんが、次の事項等を記載した帳簿を保存する必要があります（消法 38②、58、消令 58、71、改正令附則 8 ②、消規 27、改正省令附則 11）。

① 売上げに係る対価の返還等

- ・ 売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及びその旨
- ・ 税率ごとに区分した売上げに係る対価の返還等をした金額

② 仕入れに係る対価の返還等

- ・ 仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及びその旨

したがって、貴社及び取引先は、それぞれ、上記①又は②の事項を帳簿に記載し、税率ごとに区分した販売奨励金に係る消費税額を計算する必要があります。

このようなことを踏まえ、請求書等の記載についての対応をご検討ください。

(参考) 税率ごとの販売奨励金の記載例

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
109,400円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
小計		131,200円
①	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円
販売奨励金(10月分)		△21,800円
②	10%対象	△11,000円
	8%対象	△10,800円
合計		109,400円

※印は軽減税率対象商品 (株)〇〇物産

- ① 税率ごとに合計した課税資産の譲渡の等の対価の額(税込み)を記載
- ② 税率ごとの販売奨励金の額を記載

(「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の帳簿への記載方法)

問 101 区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿に記載する「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は、どのように記載したらよいですか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿への「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに「10%」や「8%」の税率が記載されている場合のほか、例えば、軽減税率の対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を別途「※(☆)は軽減対象」などと表示する場合も「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載として認められることとなります。

【記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例①（取引ごとの請求書）】

請求書			請求書		
株〇〇御中 7,600円(税込)			株〇〇御中 13,530円(税込)		
XX年11月1日			XX年11月2日		
日付	品名	金額	日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円	11/2	牛肉 ※	10,800円
11/1	キッチンペーパー	2,200円	11/2	しょうゆ※	1,080円
合計		7,600円	11/2	割り箸	550円
10%対象		2,200円	11/2	ティッシュ	1,100円
8%対象		5,400円	合計		13,530円
※は軽減税率対象品目			※は軽減税率対象品目		
△△商事(株)			(株)〇〇物産		

総勘定元帳		(仕入)	(注) 税込経理	
XX年		摘要		借方
月	日			
11	1	△△商事(株)	雑貨	2,200
11	1	△△商事(株)	※食料品 ①	5,400
11	2	(株)〇〇物産	雑貨	1,650
11	2	(株)〇〇物産	※食料品 ①	11,880
:	:	:		:
② (※:軽減税率対象品目)				

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

(参考) 帳簿への資産の内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

【記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例②（一定期間分の取引をまとめた請求書）】

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目
 (株)〇〇物産

総勘定元帳		(仕入)	(注) 税込経理
XX年		摘要	借方
月	日		
11	30	(株)〇〇物産 雑貨(11月分)	88,000
11	30	(株)〇〇物産 ※食料品(11月分) ①	43,200
⋮	⋮	⋮	⋮
			② (※:軽減税率対象品目)

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

Ⅶ 価格表示

(価格表示の方法)

問 102 軽減税率制度の実施後、「店内飲食」と「持ち帰り」とで税率が異なりますが、消費者に対する価格表示はどのようにしたらよいですか。【平成 30 年 11 月追加】

【答】

平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日からの軽減税率制度の実施に伴う価格表示について、適切な価格表示を推進し、事業者間の公正かつ自由な競争を促進するとともに、一般消費者の適正な商品又は役務の選択を確保することを目的として、関係省庁連名で、平成 30 年 5 月 18 日付「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」(消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁)が公表され、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場面における小売店等の価格表示の具体例等が示されています。

公表されている内容は、事業者の皆様に対して、現時点において価格表示として考えられる方法の具体例等を示しているものですので、事業者の皆様の事業の実情に応じ、「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」を参考にどのような価格表示を行うのか、ご検討ください。

(参考) 1 消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について (消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁)
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_180518_0002.pdf

2 消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について (抜粋)

第 2 具体的な表示方法等

1 事業者がどのような価格設定を行うかは事業者の任意である。その上で、テイクアウト等(軽減税率)及び店内飲食(標準税率)で異なる税込価格(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))を含めた価格をいう。以下同じ。)を設定する場合における価格表示方法としては以下の 2 つの方法が考えられる。

○ テイクアウト等及び店内飲食の両方の税込価格を表示する方法

事業者の判断※により、テイクアウト等及び店内飲食の両方の税込価格を表示することが考えられる。なお、両方の税込価格に併せて、税抜価格(消費税等を含まない価格をいう。以下同じ。)又は消費税額を併記することも認められる。

※ 事業者の判断の具体例としては、例えば以下のようなものが想定される。

○ 「テイクアウト等」と「店内飲食」が同程度の割合で利用される場合において、テイクアウト等と店内飲食の選択における消費者の価格判断を行う際の利便性を向上する など

(具体例)

外食事業者のメニュー表示

メニュー	
ハンバーガー	330 円 (324 円)
オレンジジュース	165 円 (162 円)
〇〇セット	550 円 (540 円)

※下段はテイクアウトの値段となります。

メニュー		
店内飲食 (出前)		
かけそば	770 円	(756 円)
天ぷらそば	990 円	(972 円)
天丼	880 円	(864 円)

イートインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示

総菜パン	162 円
(店内飲食	165 円)

○ テイクアウト等又は店内飲食のどちらか片方のみの税込価格を表示する方法

事業者の判断※により、テイクアウト等又は店内飲食のどちらか片方のみの税込価格を表示することが考えられる。

※ 事業者の判断の具体例としては、例えば以下のようなものが想定される。

- 「テイクアウト等」の利用がほとんどである小売店等において、「店内飲食」の価格を表示する必要性が乏しい
- 「店内飲食」の利用がほとんどである外食事業者において、「テイクアウト等」の価格を表示する必要性が乏しい
- 「テイクアウト等」と「店内飲食」両方の価格を表示するスペースがないなど

この点について、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 63 条では、総額表示義務として、不特定かつ多数の者に対してあらかじめ商品や役務の価格を表示するときに、税込価格を表示することが義務付けられているが、当該義務は、あらかじめ価格を表示しない場合にまで課されるものではないことから、テイクアウト等又は店内飲食のどちらか片方のみの税込価格を表示し、もう片方の税込価格を表示しない場合であっても、同条の規定には違反しない。

しかしながら、店内飲食の場合には適用税率が異なるため、テイクアウト等の場合よりも店内飲食のほうが税込価格が高いにもかかわらず、テイクアウト等の場合であることを明瞭に表示せず、その税込価格のみを表示している場合には、一般消費者に店内飲食の価格が実際の価格よりも安いとの誤認を与えてしまい、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条第 2 号の規定により禁止される表示（有利誤認）に該当するおそれがある。

また、一般消費者にとって価格表示は、商品又は役務（サービス）の選択上最も重要な販売価格についての情報を得る手段であるという点を踏まえると、テイクアウト等と店内飲食との間で税込価格が異なる場合は、事業者は、顧客の意思表示により異なる税率が適用され、税込価格が別途計算されることがあり得る旨、店舗内の目立つ場所に掲示するなどの手段により、一般消費者に対して注意喚起を行うことが望ましい。

（具体例）

外食事業者のメニュー表示

メニュー	
ハンバーガー	330 円
オレンジジュース	165 円
〇〇セット	550 円

※テイクアウトの場合、税率が異なりますので、別価格となります。

出前メニュー	
かけそば	756 円
天ぷらそば	972 円
天丼	864 円

※店内飲食の場合、税率が異なりますので、別価格となります。

イートインスペースのある小売店等の価格表示

（商品棚の価格表示）

総菜パン	162 円
------	-------

（店内掲示等）

店内飲食される場合、税率が異なりますので、別価格となります。

（参考）外食事業者やイートインスペースのある小売店等において、適用税率を判定するための顧客への意思確認については、例えば、小売店等では「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」、外食事業者では「テイクアウトの場合はお申し出ください」といった掲示により行うなど、営業の実態に応じた方法で行うこととして差し支えないものとされている。

「異なる税率が適用される旨」の掲示についても、上記意思確認の掲示と併せて表示することが可能となる。

2 事業者がどのような価格設定を行うかは事業者の任意である。そのため、軽減税率が適用されるテイクアウト等の税抜価格を標準税率が適用される店内飲食より高く設定、又は店内飲食の税抜価格を低く設定することで同一の税込価格を設定することも可能である※。その場合における価格表示方法としては以下の方法が考えられる。

※ 具体的には、

テイクアウト等の税抜価格：102 円（8%）→ 110 円（税込価格）
店内飲食の税抜価格：100 円（10%）→ 110 円（税込価格）

○ 一の税込価格を表示する方法

事業者の判断※により、テイクアウト等及び店内飲食の税込価格が同一になるようにテイクアウト等の税抜価格を高く設定、又は店内飲食の税抜価格を低く設定した上で、当該一の税込価格を表示することが考えられる。

※ 事業者の判断の具体例としては、例えば以下のようなものが想定される。

- テイクアウト等の税抜価格を上げる例
 - ・「出前」について、配送料分のコストを上乗せする
 - ・「テイクアウト」について、箸や容器包装等のコストを上乗せする
- 店内飲食の税抜価格を下げる例
 - ・「店内飲食」について、提供する飲食料品の品数を減らす
 - ・「店内飲食」の需要を喚起するため
- 従業員教育の簡素化や複数の価格を表示することに伴う客とのトラブル防止に資するなど

(具体例)

外食事業者のメニュー表示

メニュー	
チーズバーガー	350 円
リンゴジュース	180 円
△△セット	600 円

メニュー	
かけうどん	600 円
天ぷらうどん	800 円
かつ丼	850 円

イトインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示

あんパン	170 円
------	-------

(参考) 両方の税込価格が仮に同一であったとしても、適用税率が異なることに変わりはないことを踏まえると、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、以下の点に留意する必要がある。

- ① 「全て軽減税率が適用されます」といった表示や、「消費税は8%しか頂けません」といった表示を行うことは、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）や景品表示法により禁止されている。
- ② テイクアウト等の価格を店内飲食に合わせて値上げする場合には、消費者から問われた際に、先に挙げた具体例も参考にしつつ、合理的な理由を説明することが考えられる。

(参考) 税抜価格を表示する方法（平成33年（2021年）3月31日まで）

消費税転嫁対策特別措置法第10条第1項においては、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（以下「誤認防止措置」という。）を講じているときに限り、同法が失効する平成33年（2021年）3月31日までの間、消費税法第63条に規定する総額表示義務の特例として、税込価格を表示することを要しないこととされている。

その際、現行の誤認防止措置に加え、次に掲げる場合にはそれぞれ、以下の対応を行うことが望ましい。

- ① 税抜価格とともに消費税額を表示する場合
テイクアウト等と店内飲食との間で、適用税率が異なるため、両方の消費税額を表示する（又は、一定の注意喚起とともに、どちらか片方のみの消費税額を表示する。）。
- ② 税抜価格のみを表示する場合
一般消費者の適正な商品又は役務の選択を確保する観点から、店舗内の目立つ場所に、テイクアウト等と店内飲食との間で適用税率が異なる旨について掲示するなどの方法により、一般消費者に対して注意喚起を行う。

(具体例)

外食事業者のメニュー表示
(両方の消費税額を表示)

メニュー	
本体価格 (税額: 店内飲食/テイクアウト)	
ハンバーガー	300 円 (30 円/24 円)
オレンジジュース	150 円 (15 円/12 円)
〇〇セット	500 円 (50 円/40 円)

(片方の消費税額を表示)

出前メニュー	
かけそば	600 円+56 円
天ぷらそば	800 円+72 円
天井	850 円+64 円
※店内飲食の場合、税率が異なるため消費税額が異なります。	

(税抜価格のみを表示)

メニュー	
ハンバーガー	300 円 (税抜)
オレンジジュース	150 円 (税抜)
〇〇セット	500 円 (税抜)
※店内飲食とテイクアウトでは、税率が異なりますので消費税額が異なります。	

(税抜価格のみを表示)

出前メニュー	
かけそば	600 円+税
天ぷらそば	800 円+税
天井	850 円+税
※出前と店内飲食では、税率が異なりますので消費税額が異なります。	

イートインスペースのある小売店等の価格表示
(商品棚の価格表示)

惣菜パン	150 円
------	-------

(店内掲示等)

当店の価格は全て税抜表示となっております。
なお、持ち帰りと店内飲食では、税率が異なりますので消費税額が異なります。